

令和2年 第2回(定例)高鍋町議会会議録(第2日)

令和2年6月8日(月曜日)

議事日程(第2号)

令和2年6月8日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

(一般質問通告一覧表)

順位	質問者	質問事項 質問の要旨	質問の 相手	備考
1	2番 永友 良和	1. 新型コロナウイルス感染症対策について ①新型コロナウイルス対策チームの設置について。 ②家賃が発生する飲食店の数と持ち家の飲食店数は。 ③臨時交付金の金額とその使用法は。 ④飲食店街の家賃及び宿泊施設への対応について。 ⑤小中高の子どもがいる世帯への対応について。 ⑥マスクや消毒液への対応について。 ⑦失業者への対応について。	町長 教育長	
		2. 新型コロナウイルス感染症の小中学校への影響及び対策について ①休校によりどれくらいのカリキュラムの遅れがあるのか。 ②休校時の給食費については。 ③休校時の家庭との連携は。 ④児童・生徒の健康面や心のケアについて。 ⑤今後の対策について。	教育長	
		3. 鍋の町への取り組みについて ①ギョウザをメニューに取り入れている店舗数は。 ②鍋合戦からのつながりは。 ③鍋のロゴマークの利用法は。 ④鍋の町として取り組み活性化の考えは。	町長	
		4. 町長選挙について ①次期町長選への出馬について伺う。	町長	

2	11番 中村 末子	<p>1. 新型コロナウイルス感染症対策を伺う</p> <p>①住民の安全と安心の対策の周知徹底について。</p> <p>(1)自治公民館の活動について（つながりを切らないために）。</p> <p>(2)体育館などの使用制限における健康不安への対応策について。</p> <p>(3)屋外での活動についてのマニュアルはどうしたのか。</p> <p>②経済活動の停滞について。</p> <p>(1)商店街の対策について。</p> <p>(2)買い物ができないお年寄り等への支援策は。</p> <p>(3)高鍋町独自支援策における効果をどう考えているか。</p> <p>(4)経済対策で国や県への要望は何か。</p> <p>(5)持続可能に関する予算要望の規模はどのくらいなのか。</p> <p>(6)住民からの声の反映はどうするのか。</p>	町長 教育長	
		<p>2. 商工会議所が建設する商工会館の町による一部借り上げ等について</p> <p>①なぜこのような計画が提出されたのか。</p> <p>②設計図面はどこ設計事務所なのか。</p> <p>③建設費及び地盤調査などはどうされるのか。</p> <p>④現在の庁舎第2別館の維持管理費は年間いくらか。</p> <p>⑤月額74万円の賃借料の根拠及び空き事務所などが多いが、それで近隣との比較はできたのか。</p> <p>⑥計画が変更されたのはなぜか。</p> <p>(1)行政財産とは何か。また法的な規制はどうか。</p> <p>(2)コロナ対策で大変なときに、このような事業が議論されるのか。</p> <p>(3)商工会議所会頭はどこまで法令を熟知されているか。</p> <p>⑦一連の問題の発端は、令和元年12月議会の補正予算中予算ではなく、いきなり債務負担行為として上がってきたが、このような手法は許されるのか。それも教育関連としてだったが、今までこのような手法は無かったが。</p>	町長 教育長	

3	13番 日高 正則	<p>1. 新型コロナウイルス感染拡大の影響により販売不振に苦しむ農家支援について</p> <p>①新型コロナウイルスの影響による農畜産物取引の現状及び農家経営をどう考えておられるか伺う。</p> <p>②高級品食材（牛肉・マンゴー・メロン「アールス」）等の支援内容を伺う。</p> <p>③外出自粛で消費量減少に対する対策について伺う。</p> <p>④町として今後、どのような支援を考えているか伺う。</p>	町長	
4	8番 黒木 正建	<p>1. 高鍋駅駐車場の自転車置場の整備について</p> <p>①台数が多くて、屋根のある場所に置けず風雨にさらされている自転車が多くある状況である。その対策として、屋根の増設を伺う。</p>	町長	
		<p>2. 蚊口浜にある墓地について</p> <p>①墓の新設及び墓じまいにおける許可手続きや対応について伺う。</p> <p>②上記の実績を伺う。</p>	町長	
		<p>3. 町営住宅の入居について</p> <p>①各住宅の入居世帯数及び空き部屋数を伺う。</p> <p>②入居者の連帯保証人の確保の状況と超高齢社会へ向けての対応について伺う。</p>	町長	
		<p>4. 道路上の水銀灯（外灯）の整備について</p> <p>①萩原の高鍋石油（東側）に隣接する大型の水銀灯（2又）の整備について伺う。</p>	町長	
		<p>5. 斜面崩壊の危険防止について</p> <p>①以前に取り上げた高鍋温泉前の工事について、この後の進捗を伺う。</p>	町長	

出席議員（14名）

1番 田中 義基君	2番 永友 良和君
3番 八代 輝幸君	5番 松岡 信博君
6番 後藤 正弘君	7番 黒木 博行君
8番 黒木 正建君	10番 古川 誠君
11番 中村 末子君	12番 春成 勇君
13番 日高 正則君	14番 杉尾 浩一君
15番 緒方 直樹君	16番 青木 善明君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会議務局長 稲井 義人君 事務局長補佐 岩佐 康司君
議事調査係長 橋本 由香君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	黒木 敏之君	副町長	……………	島埜内 遵君
教育長	……………	川上 浩君	代表監査委員	……………	黒木 輝幸君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	……………			……………	野中 康弘君
財政経営課長	……………	徳永 恵子君	建設管理課長	……………	長友 和也君
農業政策課長	……………	渡部 忠士君	農業委員会事務局長	…	飯干 雄司君
地域政策課長	……………	日高 茂利君			
会計管理者兼会計課長	……………				杉 英樹君
町民生活課長	……………	鳥井 和昭君	健康保険課長	……………	川野 和成君
福祉課長	……………	中里 祐二君	税務課長	……………	宮越 信義君
上下水道課長	……………	吉田 聖彦君	教育総務課長	……………	横山 英二君
社会教育課長	……………	山下 美穂君			

午前10時00分開議

○議長（青木 善明） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（青木 善明） 日程第1、一般質問を行います。

お手元に配付の通告一覧表の順番に発言を許します。

まず、2番、永友良和議員の質問を許します。

○2番（永友 良和君） おはようございます。中国で発生しました新型コロナウイルス感染症、瞬く間に世界中に広がり、これほど多くの感染者や死者を出すとは誰もが予想していなかったのではないのでしょうか。そのような中で、危険と隣り合わせの大きなリスクを背負いながら、多くの患者さんたちと向き合ってもらっている医療関係の方々、また、多種多様な方々と接客しなくてはならない食料品店やコンビニエンスストアなどの方々等に心より感謝申し上げます。今こそ私たちもいつまで続くかわからない、この見えない敵、新型コロナウイルスに心を1つにして立ち向かっていかなければいけないと強く強く思う次第であります。

それでは、通告に従いまして大きく4件について一般質問をさせていただきます。この4件のうち3件は新型コロナウイルス感染症に関連していますが、3つに分けて質問を展開させていただきます。

まず1件目は、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

これまでに町単独事業として町内の事業者や飲食業者及び宿泊業者の方々、あるいは子育て世帯の方々への給付金の執行をしていただきましたが、今後もこのコロナウイルスが終息が長引いた場合、町長はどのような手立てを考えておられるのか伺います。

2件目は、新型コロナウイルス感染症の小中学校への影響及び対策についてであります。

現在、町内小中4校において、コロナウイルスが及ぼしている影響をどうとらえているのか、ちょっと範囲が広がりましたが教育長に伺います。

なお、1件目のコロナウイルス対策についての①コロナウイルス対策チームの設置についてから⑦までと、2件目の小学校への影響及び対策についての①休校によりどれくらいのカリキュラムの遅れが出ているのかから⑤まで、そして、大きな3件目の鍋の町への取り組みについての①から④、そして、最後の4件目の次期町長選への出馬については、発言者席より行います。

なお、コロナウイルス対策としてスピーディーにいきたいと思いますので、執行部の皆様の前向きな答弁をお願いいたします。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） おはようございます。お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響が長引いた場合の対策についてでございますが、今後も終息ではなくコロナとの共存を念頭に置きながら、第2波が生じた場合にも町民の皆様や事業者の皆様に御協力をいただき、感染症拡大防止を図っていく必要があると考えます。

また、コロナ禍においても、町民の皆様の生活が少しでも改善されますよう、暮らし、そして、経済活動への支援について、関係団体の皆様との意見交換や協議を行いながら、その時々状況にあったスピード感、規模感の支援を行ってまいります。

○議長（青木 善明） 教育長。

○教育長（川上 浩君） おはようございます。お答えいたします。

小中学校への影響についてでございますが、このたびの新型コロナウイルス感染症対策のため、昨年度末から新年度にかけ、計3度にわたる臨時休業となりました。この間、卒業式や入学式、また、中学3年生にとりましては高校入試といった大切な行事等もございました。制約のある中、関係者や保護者の皆様の御理解と児童生徒や学校職員の努力によって、例年どおりとはいきませんでしたけれども、大過なく、そして、子どもたちにとって意義のある形で学校行事等が行われてきたことに感謝いたしております。

また、休業の間、御家庭におかれましても、辛抱強く対応いただきましたことに対してもありがたいことだと感じております。

今回の危機への対応を経験する中で、私どもとして改めて義務教育の意義、すなわち地

域の中で一緒に学び、遊び、掃除をし、昼食をともにし、そのような教育活動全般が子どもの成長にとって本当に大切であり、そのような学びの場を提供することの重要性、そういうものを痛感しております。

学習の遅れ等、さまざまな不安が多いようでありますけれども、テレビ等での報道の多くは大都市部の情勢をもとにしたものであり、あくまでも地域の実態に即した対応が肝要ではないかと考えております。

今後は引き続き学校との綿密な連携を図り、実情に応じた対応を行いながら、児童生徒や保護者の皆様が少しでも不安がなく学校生活が遅れるよう工夫と努力を重ねてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） お二人とも前向きな力強い答弁をいただきました。

それでは、①のコロナウイルス対策チームの設置について質問をしてみたいと思いますが、今、町長の答弁の中にも、もしこれが長引いたならば共存していかなくちゃいけないという答弁の中にも、スピード感を持ってという答弁がありました。

そのような中で、私は、この答弁の中でもそうですが、それぞれの課で職員の皆さんも通常の業務を抱えているのは十分わかっているんですが、このコロナウイルスが拡大していったときに、特に思ったのは、今、少し収束を始めていますが、まだまだこれは分からない状態であります。迅速な対応が必要ではないかと私は常々思っていました。そのためにも、対策チーム、臨時の特設課の設置等は考えておられないのかお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 対策チームの設置についてでございますが、年度途中の設置においては、どうしても一部の職員をチーム職員と兼務させることとなり、内容によっては担当課につなぐ必要が生じ、結果的に対応が遅延することも想定されるところでございます。国民1人当たり一律10万円を給付する特別定額給付金については総務課が、事業者向け支援は地域政策課が担当しておりますが、特に問題は生じていないことから、現時点において対策チームの設置は考えておりません。

なお、議会から御要望がありました総合的な電話相談窓口については、総務課内に窓口を設置し、対応を行っているところでございます。

○議長（青木 善明） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 対応できているということですが、町民の問い合わせとか、今、電話相談とかいうのが出てきましたが、この問い合わせには十分対応できているのかどうかお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 電話対応に十分対応できているかということですが、一律10万円の定額給付金がやはり町民の皆様は関心が高かったんですけれども、そちら

については総務課のほうで対応はできておると思います。全て、100%と言われると厳しいところもございますが、それぞれの課において適切な対応ができているものと考えております。

以上です。

○議長（青木 善明） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） まだ東京なんかはほとんど10万円の給付金のパーセントが低いというのがテレビであっていたので、そこら辺がちょっと心配だったので、今、質問をしてみました。

それでは②に移ります。

まず、飲食店街の中において家賃が発生する飲食店の数と、自分の持ち家で飲食店業を営んでおられる店の数は大体どれくらいあるのかお答え願います。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 家賃が発生する飲食店の数についてでございますが、商工会議所への聴き取りによりますと、町内の飲食店は約200店舗で、そのうちの9割、180店舗程度が賃貸、20店舗程度が自己所有と推計されております。

○議長（青木 善明） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 高鍋町は県内でも本当に飲食店の数がずば抜けて多い町だと私も思っておりますので、200店舗あるということで、今、よくわかりました。

③の国からの臨時交付金、この金額とその使用方法をもう既に決めておられるのであればお教え願います。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 本町の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付限度額につきましては、1億383万2,000円となっております。

5月の末に国へ提出いたしました実施計画では、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策支援事業、プレミアムつき商品券発行補助事業、新型コロナウイルス感染症緊急対策補助事業、海水浴場監視・観光施設整備委託事業、非接触型体温計購入事業、ひとり親世帯応援給付金給付事業、新型コロナウイルス感染症対策消毒液購入事業、子育て世帯応援給付金給付事業の8つを計上しております。

○議長（青木 善明） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） もう既にいろんな使用方法が今の答弁で大体決まっているということで、その辺は今の答弁でよくわかりました。

そこで、④の飲食店街の家賃と、今、家賃が発生する飲食店のことも聞きましたが、宿泊施設を営んでおられる、この方々への対応についてなんです、先ほど家賃が発生する飲食店の数、持ち家の数を伺いましたが、オーナーさんの中には既に4月の中ごろだったと思いますが、家賃を半額にしているオーナーさんたちも数多くおられます。実際、私も話を聞きに行ってまいりまして、そういう飲食店の方は大変助かると喜んでお

られますが、実は、全てじゃありません。うちはまだやってもらっていないというところもあるんです。本町の中で差があるんです。そういうところはやっぱり苦しいわけです。聞いたら、家賃を10万円の給付金と県から休んでくれと言われたときにもらっておられるんですが、なかなかそれでは金額が足りずに、お客さんが来なかったもんだから払えないという状況、待ってもらっている状況のところもあります。

この辺、ぜひ、また町長のほうから調べてもらって、オーナーさんにぜひ何とかお願いしてほしいと思っておりますが、そこで、この臨時交付金は、今、使い道が出ましたけど、各オーナーさんに、オーナーさんも半額にしているところはやっぱり自分も苦しいはずなんです。2か月半額とか、3か月か、そこはオーナーさんによっていろいろあると思うんですが、そこで、オーナーさんに対しても何とかの補助をするか、あるいはそのビルのオーナーさん、所有のビルの固定資産税の減免をしてもらって、これから先続くこのコロナに対して、できれば家賃の減額を延長してもらおうような、そういう手立ては考えられないのかお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 事業者向けに現在のところ高鍋町新型コロナウイルス感染症緊急経済対策支援金を支給しておりますが、影響の拡大を受け、対象となる事業者を拡充したところでございます。この支援金は、家賃を含む事業者の当面の生活資金及び事業の継続を支援するためのものでございます。

また、現在、国において事業者への家賃補助が検討されているところでございます。これらの状況も踏まえながら、固定資産税の減免等も必要な場合に追加支援を検討していく必要がある場合は考えていかねばならないと思っております。

○議長（青木 善明） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 今の答弁を聞いて、ちょっと安心いたしました。ぜひ前向きに考えてもらいたいと思っております。

そこでもう1点ですけど、これはぜひ、特に前向きに考えてほしいんですが、持ち家が20店舗ぐらいありました。持ち家でやっておられる。そこは新しいところもあります。何千万円もかけて建てて、今、ちゃんと持ち家としてやっておられるところ、そういうところは家賃のローン等の支払いも毎月大変な状況であります。

そこでオーナーさんがいるところに関しては半額にしてもらったりしているところもたくさんありますということですので、持ち家で頑張っておられるところには家賃の半額もないわけです。だから、そこをもう少し考えてもらって、持ち家のところに対しては、再度申し上げますけど、固定資産税の減免をぜひ町として、ここは強く私も望みたいところなんです、考えてもらえないかと思っておりますがどうでしょうか。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 議員の御指摘のとおり、持ち家の方も大変苦勞しておられるといのを存じております。持ち家の飲食店の方々及び宿泊業の方々につきましては、高鍋町新

型コロナウイルス感染症緊急経済対策支援金の対象事業者として支援金を給付しておりますので、今後の国、県の支援制度の動向を勘案しながら、必要な際には追加支援等についても検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（青木 善明） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） ぜひ本当にここは、やっぱりそういう要望が持ち家の方々からもたくさん聞かれます。ぜひ、町として何とかそういう手立てを講じてもらいたいと考えております。

また、飲食店が休業している間、一番困ったのは酒屋さんじゃないかと私は思っています。ある酒屋さんは、もう廃業をしようと思われたところもあったようですが、実はさっき町長も言われた50%の枠を20%に拡充していただきました。これによって町からの給付金がいただけたということで、何とか廃業せずに済むのかなと言っておられた酒屋さんもあります。また、その辺の支援もこれから続くようであれば、頭の中に、町長、入れておいてほしいと思っております。

それと、5月22日に専決で新たに3,000万円が追加されました。事業者に対するこの枠も20%に、今言ったように拡充していただきました。

また、国も、もしかすると第2弾の補助金を、臨時交付金を考えていると思いますが、もし、またそういうのがあったとした場合は、そういう給付金を使って、交付金を使って、こういう方々にもぜひ支援をしてあげてほしいと考えております。

それでは⑤ですが、小中高の子どもがいる世帯の対応について。

まず、小中高生の子どもがいる世帯数は、本町には大体何世帯ぐらいあるのかお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 小中高生の子どもがいる世帯についてなんですけれども、本年の4月1日現在で小学生がいらっしゃるところが820世帯、中学生が542世帯、高校生の年代になりますけれども521世帯、合計1,883世帯というふうになっております。ただ、この世帯数につきましては、それぞれの年代を含む世帯をカウントした数値でございまして、小学生と中学生がいる世帯などの重複は考慮しておりませんので、実際の世帯数はもう少し若干減るというふうなことでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 今、小中高全部わけて世帯数を言ってもらいましたが、今、課長が答弁したようにダブっているところもたくさんあると思うので、これから大分世帯数としては減るという考えは私も持っていますが、この子育て世帯の町単独の5,000円の上乗せで、国からの1万円と子育ての給付金を支給してもらっておりますが、長い休校がありましたので、考えますと、家庭での食費の負担は大変家庭にとっては大きなものではなかったかと思えます。

そこでちょっとお聞きしますが、小中学校の給食費は大体1日分どれくらいかかっているのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（青木 善明） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） お答えいたします。

給食費なんですけども、小学校が1日225円、中学校が1日275円となっております。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） この給食費が200円台ということで、学校に行ったほうが楽じゃないかと思っています。ちゅうのは、やっぱり、今、世帯数を聞きましたが、小学生も中学生も高校生も抱えている世帯は、これ、考えたら大変な負担があったんじゃないかと。休校中に食費の負担、特にお昼。ですから、その辺もしっかり鑑みたわけなんですけど、それからそのあとに本町としてはいち早くひとり親世帯に対しての5万円の給付を決めていただきました。これは大変ありがたいことだと思いますが、再度、私思うんですが、子育て世帯、小中高生を持つ家庭に対しても、国の臨時交付金、これからまた第2弾が出れば、そういうところにも大変苦労されて負担が大きかったんじゃないかと私考えますので、ぜひ、ここもしっかり支援を、第2の支援を、できれば1世帯当たり1万円でもいいです。考えてほしいと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（青木 善明） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 先ほど議員も申されましたとおり、子育て応援給付金5,000円の支給に加えまして、補正予算（第3号）の専決によりまして、ひとり親家庭応援給付金の事業を町単独事業というふうにして進めております。この事業は、児童扶養手当受給世帯約270世帯になるんですが、その世帯に対しまして、一律に5万円を給付するというものでございます。

また、なお、先般、閣議決定がなされました国の第2次補正予算におきまして、低所得者のひとり親世帯への臨時特別給付金、こちらは1世帯5万円、第2子以降の1人について3万円が給付をされるという内容が盛り込まれているものです。

今後とも、町としましても国の状況等を慎重に考えながら対応していきたいと思っております。

○議長（青木 善明） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 今、課長から答弁がありました。これは、国も高鍋町のあとにひとり親世帯に対して5万円、第2子からは3万円というのがありました。ひとり親世帯に対しては十分な手厚い支援がなされておりますが、私はぜひ小中高生を抱えている家庭に、もう一回、そういう支援を考えていただければと考えます。これは要望したいと思っております。

それでは⑥ですが、マスクや消毒液への対応についてなんですが、これは私、早々そこ

の一般質問を実は考えていたので4月の初めにいろいろ走り回りました。マスクは本当にあのときはなかったときなので、私、もう名前を出してもいいと思います、勝田被服さんとか、米田衣料さんに行ってマスクを作ってくれないだろうかと頼み込みましたところ、町からの要請があればうちはいつでも作れますということでありましたので、今はもう大分出回りましたが、今後、もしマスクが不足するようなことがあれば、そういう了承は得ておりますので、これは提案をさせていただきます。

また、消毒液についても、町長の息子さん、消毒液を作って木城町、高鍋町に寄附をしていただきましたが、そういう消毒液についても、私、宝酒造にも行って来たんですが、たまたま宝酒造は千葉と兵庫の工場では作っているが高鍋町の工場ではそういう作れるシステムを持ち合わせてないので、かえって恐縮をされておりました。でも、消毒液についても今は少しずつ出回ってきておりますので、その辺は提案したいと思っております。

それと、関連で、テレビでは感染した人たちに、特に芸能人の方だったと思いますが、アビガンという薬とか、レムデシビルといった薬、これ、よく聞きます。しかし、このアビガンについては、コロナに対して効果が確定されていなかったということでありましたが、県内でこういう薬を取り扱っておられる病院はあるのかどうか、もしわかればお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 新型コロナウイルス感染症の治療薬でございますけど、特例承認を受けていますレムデシビルは、感染者の受け入れ医療機関での使用となります。配分等は国によって管理がなされておりますので、詳細な取り扱いにつきましては不明ということです。

それから、アビガンにつきましては先ほども申されましたように、治療薬としての承認がされておられません。現時点の詳細な取り扱いについては不明でございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） わかりました。

それでは最後の⑦の失業者への対応のところに移りたいと思いますが、コロナ感染症によって職を失った方々が本町にもおられるのではないかと思います、失業保険等で対応できる間はよいのですが、これがもし長引いた場合も考えますと、町としても何らかの対応を考えておく必要があると思いますが、町長どうでしょうか。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 失業者の状況につきましては大変心配をしているところでございますけれども、高鍋公共職業安定所から4月の情勢が公表されているところでございます。職業安定所窓口での相談状況としましては、製造業の一部で生産調整により離職される方がいらっしゃる一方、介護、建設、運送などの業種では、人材不足による求人が続いております、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響は限定的であるとのことございませ

た。

しかしながら、今後、影響が拡大し、失業者が増加していくことも考えられますので、感染症が雇用に与える影響について十分注視していく必要があると考えているところでございます。

○議長（青木 善明） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） ありがとうございます。ぜひ、これから先、そういう失業者の方々へもしっかり耳と目を傾けて行ってほしいと思います。

あと、ちょっと2点、これはお願いなんですけど、これから台風シーズンを迎えるわけですが、その場合、避難所を開設していかなくちゃいけない状況に陥ってくると思いますが、その避難所においても3密を避けるためにも、もう今から既に万全な体制を考えておいてほしいというのが1点と、2点目は、これはあとで日高議員も質問されますので、私からはお願いだけなんですけど、農業関係でもいろいろコロナウイルス感染症において苦労されているところがありました。これはもう町長も御存じだと思いますが、肥育農家の方々、肉が売れないということ、それと、高級な果物、宮崎県はマンゴーとか、高鍋町でもメロンを作っておられる方が1軒おられますが、そういう高級な品物が売れずに本当に苦労されている方がおられます。だから、農業者に対しても、できるだけ、飲食店の方々にとってはそういう支援等がありましたけど、農業者についても、これは農業委員会からそういうのが出てくるかもしれませんが、持続可能とか、そういうのもあると思うんですけど、そういうことにおいても支援を考えて行ってほしいと思っております。

それでは、2点目です。大きな2点目の小学校へのコロナウイルス感染症に伴う影響及び対策についてに移らせていただきます。

まず1点目ですが、現時点でカリキュラムにどれくらいの遅れが出ているのかお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 新型コロナウイルス感染症対策による町内小中学校の臨時休業につきましてですけれども、まず、昨年度が3月2日から3月26日までの期間で、18日間授業日が少なくなっております。3月末に各学校、各学年の未指導の内容につきまして調査を行っているんですけども、ほとんどの教科で年度内に指導を完了しております、終了していない教科につきましても、4月中旬には前年度の内容は終了しているということでございました。

今年度に入りましてからの臨時休業なんですけども、4月22日から5月6日の期間で8日間授業日が少なくなっております。また、5月11日から22日までの期間は臨時休業期間とはしたんですけども、登校日という設定にして授業を行っております、小学校は学級を2つに分けての隔日の分散登校、1日おきでございます。中学校は毎日、午前または午後の半日登校としたところでございます。

今年度の各学校における授業時数の不足について調査をかけたところ、各学年50時間

前後、各教科平均3時間から5時間程度、当初の予定よりも少なくなっているということでした。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 今の答弁を聞いて少し安心をしたんですけど、それほど遅れてはいない状況であるということ把握いたしました。今後、休校がなければ取り戻すことができるのかと質問をしたかったんですが、このままいけばできそうですね。これは大丈夫ですね。確認しておきます。

また逆に、今、北九州市では皆さん御存じのとおり、第2波と思われるような、これが小学校、中学校を中心に第2波のコロナウイルスが拡大しておりますが、こういうことを踏まえると、今後、今は宮崎県内では安心しておりますが、今後も休校をせざるを得ない状況になったときに、オンライン授業等の考えはあるのかということ、オンライン授業をせざるを得なくなった場合は何らかのタブレットとかを購入しなくちゃいけません。国からの補助はあるのかどうか伺いたします。

○議長（青木 善明） 教育長。

○教育長（川上 浩君） ICT教育ということでしょうけども、教育におけるICT活用の意義というのは十分に認めますし、テレワーク、それから、大学の講義等で実際に行われているわけですが、それとは違いまして、小中学校で行うというのは非常に課題も多いということも実際であります。

今後の対応としては、新しい生活様式の徹底とか、状況の変化に応じたガイドライン作りとその運用によって、できるだけ学校での授業を実施できるようにすることが現実的ではないかと思えます。

児童生徒が過程でオンライン授業を受けるには、タブレットとか、それから、Wi-Fiの整備などのハード面、さらには、指導者についても研修を含めた準備等が必要であります。そして、何より重要なのは、例えば小学1年生がどれくらいの時間画面に向かって座っていただけるかと、そういう子どもたちの対応ができるかどうかということの問題が非常に重要ではないかと思っております。

ただ、一方では、全体的な教育の流れの中で言いますと、Society 5.0への対応のようなこれからの社会に対応できるということで、先端教育の必要性ということがありますが、それと、今回のウイルス対策の指導手段というのは、やっぱり整理して考えるべきではないかと考えております。

現在、国はGIGAスクール構想というのを打ち出しております、学校内の無線LANの環境や児童生徒1人1台端末導入に関しては、今年度に限り、予算計上した場合は国の補助を受けることができると、そうなっています。

今後は校内における学習活動を中心に、オンライン教育の可能性についても考慮しながら、どれだけ教育効果等があるかというようなことを見極めて、高鍋の子どもたちにとつ

て必要な教育について検討をしていきたいと、そう考えております。

○議長（青木 善明） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） よくわかりました。やっぱり1年生なんかはちょっと無理かもしれませぬよね。

そこで、2番目にいきます。休校のときの、例えば18日間、8日間という答弁がありましたが、学校の給食費についてはどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 臨時休業等に伴い実施できなかった給食や使用しなかった副教材費などについてでございますけれども、卒業生分につきましては、既に返還をさせていただいております。在校生分につきましては、後日、減額調整を行うこととしております。

また、年一括払いなどで返金が必要な場合につきましては、返金をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） よろしくお伺いいたします。

それでは3番目、通常の春休み以外で休校の日はどれくらいあったかと聞いたかたんですが、先ほどもう答弁されましたので、その間、子どもたちだけでなく、親も大きな不安とかを抱えていたと思いますが、その間の休校期間中の家庭との連携はどうかお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 臨時休業中におきましては、登校日ごとに家庭での過ごし方や学習の進め方について指導をするとともに、保護者宛ての文書や各学校の安心メール、町のホームページなどを通じまして、各家庭に対して情報発信するなどして連携を図ってまいりました。

なお、配慮を要する児童生徒につきましては、直接家庭への電話連絡を行うなどの対応を行ったところでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） それでは4番目にいきます。

まず、これから学校がもう再開されていますが、児童生徒の健康面、先ほど北九州では小中学校を中心に広がっておりますので、そういう面において、健康面についてはどういう手立てを考えているのか、あるいはどういう手立てで今行われているのかお教え願います。

○議長（青木 善明） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 学校再開における健康面についてでございますけれども、

感染防止対策の徹底による安心安全の確保を第1に考えております。本町では、国の指針等を参考にして作成しました独自のチェックリストをもとに感染防止対策を徹底しているところでございます。

具体的に申し上げますと、手洗いの徹底やマスク着用の推進、家庭における毎朝の検温、健康観察の徹底、3密を回避するための環境改善など、さまざまな対策を講じているところでございます。

また、児童生徒の運動不足の問題につきましては、今後の懸案事項でありますけれども、体育の授業や部活動などにおきまして、いきなり過度な負担をかけることがないように、実施の方法や内容について配慮するよう各学校へ指導を行っているところでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） ありがとうございます。これは子どもたちだけじゃなくて、やっぱり一番大変なのは現場の先生たちだと思うんです。だから、教育委員会としても現場の先生方の健康面、あるいは精神面、このあたりのケアもまた考えてやってほしいと思うし、家庭との連携もこれからしっかりまた、なお一層、頑張ってもらってほしいと考えております。

もう1点、心のケアについてなんですが、特に小学校1年生に入学したばかりの児童の皆様においては、長い休みの間に友だちができるのかななどと、親としてもやっぱり心配が大変多かったと思います。そういう面で、学校においては心のケアについてどう対応していくのかお教え願います。

○議長（青木 善明） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 議員が申されますとおり、特に小学校1年生の中には大人数での集団の中で生活することにまだまだ不安を抱いている子どもも多くいると思います。

まずは、各学級担任が一人一人の子どもの様子をしっかりと見守りながら、小まめな声かけ等を行い、不安の軽減に努めていくことが必要であると考えているところでございます。

今年度はこのような状況でありましたので、家庭訪問や参観日等も実施できておりませんが、家庭との連携を密にしながら、面談等を通じまして、子どもの不安や悩みを取り除いていくための取り組みを始めたところでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 今、課長から答弁があったように、今回、家庭訪問とかもなかったんですね。だから、そういう面で特にやっぱり心のケアについては家庭ともしっかり連携を密に取りながら、これからも行ってほしいと思っております。

最後になりますが、これから迎える夏休み、あるいは冬休み、あるいは運動会と行事が

ありますが、こういうことも含めて、教育委員会としては今後どのような対策を考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 教育長。

○教育長（川上 浩君） 5月下旬に非常事態宣言解除後の新たな局面を迎えるにあたりまして、実は西都児湯の教育長による情報交換会を行いました。その中で、児童生徒の安全安心を守ること、これまでも当然でありますけれども、それに加え、新たに今後は授業や給食等の学校生活の保障をさらに最重要とすることがその場で共通理解されています。

先ほどリモート教育とかありましたけれども、先日、リモート教育を積極的に取り入れている大都市部の小学校の現状が報道されておりましたけれども、大きな課題となっているのが、生活のみだれと学習意欲の低下であります。昼夜逆転、あるいは楽しみにしてきたはずなのに実際行ってみると学校生活になじめないとか、そういう事例などがありまして、そういうふうな生活面の事例とか、あと、学習を継続できない児童というのが、やはりリモート教育なんかで行われているわけです。

ですから、現在、学習の遅れに関心が集中していますけれども、私どもとしては、最も大切なのは子どもたちの発達段階に応じた学校生活の場をどう保障するかというのが非常に重要ではないかと考えております。

文部科学省は、新型コロナウイルスと共存するという、これは早い段階からそうなんですけれども、視点に立った上で、学校における新しい生活様式を定着させるとともに、臨時休業については状況に鑑みながら慎重に行い、学習機会の保障に努力するよう、こういうふうな指導をずっとしてきております。本町におきましても、さらに家庭の協力を得ながら、児童生徒への指導を徹底するとともに、特に手洗い、そういうふうなもの、それから、学校によっては消毒も徹底しておりますけれども、学習機会の保障という観点から、ガイドラインを見直しているところであります。

具体的に言いますと、これまでは町内で発生しましたら一斉に臨時休業としておりましたけれども、関係機関とも連携を図りながら、町内で感染者が発生しても児童生徒、教職員及び同居家族が感染者及び濃厚接触者と確認されていない、そういう場合などは通常授業ができるような、そういうふうな基準設定を今、行おうとしております。これは西都児湯も、他の町村も同様な流れでないかと理解しております。

今後は、感染予防に努めながら児童生徒の安全安心を第一に考慮した上で、できる限り学習機会や給食の提供が行われるよう努力する、そういうことが最重要ではないかと考えております。

以上です。

○議長（青木 善明） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） わかりました。やっぱり子ども、児童生徒は、今言われたように、学校が一番いいんですよね。家庭で勉強するより学校に来たほうが友だちもいますし、そういうことも考えて、今、これからの対策を考えられていましたので、その辺は期待した

いと思いますが。

私これは個人の考えなんです、例えばこれから先、冬場になって、今度はインフルエンザが流行ったと。コロナとの違いをどう見分けるのかとか、その辺になったときが困るんじゃないかと。またごった返してというか、大変なときになるんじゃないかと思うんです。そのあたりも含めると、私としては、できれば、もう休みはたくさんありましたよね。18日間。例えば夏休みとかを40日あったとすれば20日間はカリキュラムを前倒してやっておいて、こういう対策に備えておくとかいう考えもあるのかと、これは私の考えですから、またそこは教育委員会として考えておってもらえればと思っております。

それでは、大きな3、鍋の町への取り組みについて質問したいと思いますが、本町はギョーザの町として売り出しています。町長もよく言われますが、現在、ギョーザをメニューに取り入れている店舗というのは、大体、大きな2つ、2店舗有名ながありますが、そのほかにどれくらいあるのかと思っておりますが、どれくらいあるんでしょうか。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） ギョーザをメニューに取り入れている店舗数についてでございますが、現時点での正確な店舗数は把握できておりませんが、令和元年11月に設立いたしました餃子のまち高鍋推進協議会、こちらのほうには町内の18店舗が加盟されております。また、協議会に加盟されていない店舗においても提供されているというふうに伺っております。

○議長（青木 善明） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） テレビ等でギョーザの町としては大分名を打ってきておりますが、実は鍋合戦、もう終わりましたが、今まで作ってきた鍋、これは町として優勝も確か3回か2回かあったと思いますが、鍋を町の活性化につなげる考えはなかったのか、あるいはこれから先ないのか、そこをお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 東児湯鍋合戦は東児湯5町が連携し、農畜産業が盛んな県央東児湯の食と農をアピールするため、11年間にわたって継続され、多くの方の参加、御支援を得て開催していただいた食と農をテーマにしたイベントでございました。

食をテーマにしている、あるいは地域食材へのこだわり、高鍋の鍋料理の食材としてギョーザは必ず使われておりました。その意味では、高鍋町の代表的な食材であるギョーザの認識を深める意味でのつながりはあったと考えております。また、地元食材への積極的な取り組みや鍋合戦の鍋をメニューに取り入れている店舗もあり、地域の活性化につながったものと考えているところでございます。

○議長（青木 善明） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 実際、鍋合戦の鍋を使っておられる店はありますよね。だから、全く活用されていなかったというわけじゃないと私は思うんですが、できればもう少し高鍋の町でいっぱい活用してくれる飲食店の方々が増えるといいと思っております。

そこで、実際、高鍋はこのマークは懐かしいだろうと思いますが、鍋のロゴマーク、くまもんのデザインをされた水野学さん、今まで2種類作っていました。この鍋のマークだけはほとんどが活用されていないわけです。のぼりもできていないですし、そこで私は思うんですが、この鍋のロゴマークを生かして、ぜひ商工会議所とか、観光協会とも連携して、高鍋、日本で唯一鍋のつく町なんです。冬場から期間限定して鍋の町としてギョーザも含めた、私、復活、活性化、復興、コロナウイルスが自然災害だとすれば復興を目指して、ぜひ商店街の活性化のために鍋の町づくりを目指してはどうかと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 商工会議所の創立70周年記念式典で、阿川佐和子さんの講演とその御縁をつないでいただいたデザイナーの水野学さんの高鍋町のロゴマークの発表という催しがありました。鍋のマークは、海と空の太陽のロゴマークとともに水野学さんから高鍋商工会議所へ無償で御提供いただいたものの1つでございます。商工会議所が所有しているマークであったわけです。

以前から行政の町章はありますが、それとは違って空と海と太陽のロゴマークはアピール度も高く、高鍋町のブランディングイメージとしての価値は高いと考えております。また、鍋のロゴマークは、高鍋町の食をテーマとした事業やイベントで使われるとよいのではということで、水野学さんからの御提案でございました。

ちなみに、私の名刺は空と海と太陽のロゴマークが表面にありまして、裏面には鍋のマークを入れさせていただいております。その上に、高鍋点訳サークルおすずの皆様による点字も入れておりますので、国、県の行事に行きましてお渡しすると非常に印象度が強くて、会話が生まれて、鍋の町というお話にもなることがございます。職員の中にもそのような使い方をしておられるものもありますが、それが統一しているわけではございませんので、そのところは今日議員から御指摘がございましたので、もう一度アピールの仕方、町をアピールする上で使うというのものではないかと思っております。

このロゴマークは、高鍋町をアピールする上で使い続けることに利用する価値は十分にあると考えており、商工会議所や高鍋町観光協会とも連携して活用していければと考えているところでございます。

○議長（青木 善明） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 町長どうでしょうか。このマークののぼりができて、各居酒屋さんとかにこののぼりが立ったら、郡内から、あるいは県内からもどんどんまた町内にいろんな鍋を食べに来てくれるんじゃないかと思っているんですが、私は居酒屋さん何軒か回りました。聞きました。やる気満々です。1軒の店では、うち、やるんだったら3種類鍋作りますと言われて、本当に張り切っているお店もおられます。そして、もし町がしないんだったら、永友、お前やれと、レシピ会議を開いてくれと。レシピ会議も開いてダブらないようにやって、鍋の町として復活させてはどうかと私は思うんですが、これは私の本

当に夢でもありますし、できれば早めに取り組みを実現させたいと考えております。町長もその辺、また考えておいてほしいと思っております。

それでは、いよいよ最後になります。次期町長選への出馬についてであります。

町長におかれましては、就任以降、3年3か月の間、特に企業誘致等、町のかじ取り役として頑張ってきていただいておりますが、来年2月に任期満了を迎える町長選への出馬をどう考えておられるのかをお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 次期町長選への出馬の御質問でございますが、現在、3年を過ぎて4年目に入っているところでございます。幾つかうまくいったこともあり、まだまだ取り組みは道半ばと言いますよりも、ビジョン、目標を達成するには、まだほんの入口に来たところであるというふうに考えているところでございます。

後援会の御支援、御要望もありますし、やり残したことが多く、もし、次の選挙に立候補して町長に取り組むとすれば、今までよりもさらにスピード感を持って充実した町をつくるために取り組んでいきたいと考えておりますので、次の町長選に立候補する意向でございます。

○議長（青木 善明） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 前向きな力強い答弁をいただきました。

そこで最後になりますが、これからくる台風などの災害はもとより、今回のコロナウイルスのようなあらゆる災いに負けない強い高鍋づくりを目指していくことを心よりお願い申し上げます。

○議長（青木 善明） これで、永友良和議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩したいと思います。11時5分より再開いたします。

午前10時55分休憩

.....

午前11時05分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。

.....

日程第1. 一般質問

○議長（青木 善明） 次に、11番、中村末子議員の質問を許します。

○11番（中村 末子君） こんにちは。コロナ感染者への医療従事者の皆さん、生活を支えていただいている皆さんへ感謝をし、お亡くなりになられた方々への哀悼の意を述べて、日本共産党の中村末子が2項目について質問を行います。

コロナウイルスによる感染拡大による各種施設の閉鎖、それに伴う自治公民館活動の停滞、住民はかごの鳥のような生活を2か月間協力してまいりました。宮崎県は経済活動を再開しましたが、高鍋町ではどうでしょうか。自治公民館の活動は総会もなし、引き継ぎもなしなどや、いきいき百歳体操など密となる状況を避け、今まで自粛してきました。そ

のことによって、今まで培ってきたつながりが切れてしまったかのような事態に陥っています。この問題を、これからどのように解決、支援策を行うつもりなのかお伺いしたいと思います。

また、体育館などの使用制限に伴い、これまでどうにか健康づくり、イコール仲間づくりが分断されたことで、お年寄りには行き場を失い、うつ状態に陥っているのではないかと危惧します。このような高齢者への支援策をこれからどのように展開されるおつもりでしょうか。

生徒たちは、長い休みで心と体がバランスの取れていない状況下にあるようです。工夫を凝らして、家族、保護者は何とか乗り切ろうと懸命に頑張っておられます。公園に遊びに来て、近くで話したい、その衝動は抑えられるものではありません。高鍋は出ていないから大丈夫とある程度思っても、連日テレビ報道によるコロナ恐怖はぬぐいきれるものではありませんし、全国で休業なのだからと言いついても、その時に学ぶべき勉強、授業の遅れなど、本人、本当に大丈夫なのだろうか。他県や私立学校などではインターネットを利用したオンライン授業が行われている報道を見られた保護者から、大丈夫なのだろうかと連日お電話をいただきました。

もう一つは、商店街だけでなく、経済活動の停滞です。買い物ができないお年寄りは、誰かにお弁当を頼む、毎日似たような食事、1人食事で食欲がなくなるなどの電話がかかりました。このような事案をどのくらい把握されているのか、データとして示していただきたい。

このほか、商店街の対策について、以下は発言者席にてお伺いします。

次に、商工会議所が中央公民館別館の駐車場と真ん中に建設するとの案が浮上しましたが、なぜこのような計画が出されたのかお伺いします。

残りは発言者席にてお伺いしたいと思います。

永友良和議員がコロナ対策については大分質問をされましたけれども、またそれとは違った観点で質問をしておりますので、答弁のほうをよろしくお伺いしたいと思います。よろしくお伺いします。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） お答えいたします。

まず、経済活動の再開についてでございますが、高鍋町内でも県の休業要請や外出自粛により、5月の大型連休中には、飲食店をはじめ多くの事業者が休業されておりました。連休後は、国、県においても、新しい生活様式を実践しつつ経済活動の制限を段階的に緩和していくことが呼びかけられており、本町においてもほとんどの事業者が営業を再開されている状況でございます。しかしながら、新型コロナウイルス感染症が地域経済に与えた影響は非常に大きなものがございます。

そこで、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策支援事業、新型コロナウイルス感染症緊急対策補助事業などの支援事業を迅速、的確に実施してまいりました。また、今後もプ

レミアムつき商品券発行補助事業などを予定しており、関係団体と協議を行いながら必要な支援を追加してまいりたいと考えているところでございます。

次に、体育館などの使用制限における健康不安への対応策についてでございますが、今回の緊急事態宣言の解除を受け、町が実施する介護予防事業のほか、今月からすべての地区でいきいき百歳体操が再開されます。今後とも介護予防事業を継続するとともに、参加されなくなった方につきましては、個別訪問に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、今回の外出自粛による影響についてでございますが、何らかの影響を受けておられる方の事案としての把握件数は、現在のところ1件でございます。

次に、商工会館建設についてでございますが、議員協議会で御説明させていただきましたとおり、当初、商工会館は現商工会館西側の高鍋商工会議所が所有する土地に建設する予定となっておりますが、高鍋商工会議所から、この用地では建築面積が十分に確保できないこと、出入口が交差点に近く利用者の安全が確保できないことなどから、建設予定地を町が所有する庁舎第2別館の敷地内に変更したい旨のお願いがございました。これを受け、内部で検討をした結果、利用者の安全性が確保できること、並びにたかしんホール及び町体育館と執務室との距離が当初の建設予定地より近くなり、現行と同水準のサービスの提供が可能となることから、これを承諾することといたしたところでございます。

さらに申し上げますと、建設予定地は、現在、行政財産であります。体育館や図書館などといった広く町民の皆様の利用に供していただく公共用財産ではなく、町が事務を進めるために所有する公用財産であり、町民の皆様に対する影響が少ないこと、駐車スペースにつきましては、一時的に区画数が減ることにより町民の皆様にご不便をおかけすることとなりますが、庁舎第2別館の解体、撤去後は、現行と同等の駐車区画数を設けることとしていることも考慮し、今回の判断に至ったところでございます。

○議長（青木 善明） 教育長。

○教育長（川上 浩君） お答えいたします。

まず、自治公民館の活動についてでございますが、今回、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、各自治公民館総会においては総会の開催を中止し、書面による決議とした地区が多くありました。また、現在活動を停止している地区も多いと聞いております。防災や子ども・高齢者の見守りなど、地域の安全安心を担保するためにも、地域コミュニティ、特にその中心となる自治公民館活動の重要性は言うまでもございません。

感染につきましては、引き続き予断を許さない状況ではありますが、非常事態宣言も解除され、新しい局面を迎えたのを機に、行政といたしましても、各自治公民館の活動が停滞することのないよう段階的に各自治公民館の体制に応じた、活動再開の支援を進めてまいりたいと思います。

次に、新型コロナウイルス感染症が学校教育に及ぼした影響についてでございますけれども、御指摘のございました授業の遅れのほか、中学校における部活動の問題など、児童生徒が健全な成長を遂げられるよう、子どもたちの現状を確認しながら対応しているところ

ろでございます。

中学校の部活は既に開始し、中体連の上位大会、すなわち九州大会であるとか、全国大会は中止となりましたけれども、各地区等で種目によって形態は違うんですけれども、大会は実施する予定と聞いております。細心の注意を払いながら充実した大会になるよう支援したいと考えております。

学習の遅れにつきましては、先ほど永友議員の御質問でも申し上げましたけれども、テレビ等での報道の多くは大都市部の情勢をもとにしたものであり、本町の実態とはいささか違っております。現在、繰り返し実態調査をかけながら対応を進めておりますけれども、児童生徒及び保護者の皆様に御心配をかけないよう、しっかりとした指導計画を準備して実施しているところでございます。

具体的には、大都市部等は、例えば出校日、登校日も含めて日数が大分違う、これは先ほど永友議員への御質問に対して課長がお答えしたとおりですけれども、例えば直近の休業において、10日の授業日のうち小学校は6日、中学校は10日のうち10日登校しております。

今後は引き続き登校による感染を御心配される御家庭もございまして、そのような御家庭への対応も含め、個々の事案や状況の推移に応じた対応を心掛けていきたいと考えております。

以上です。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 公民館活動支援についての具体的な支援策はあるのかお伺いします。

○議長（青木 善明） 社会教育課長。

○社会教育課長（山下 美穂君） お答えいたします。

先日、政府が新しい生活様式を示されました。そちらの実践例を参考に、各自治公民館のさまざまな活動におきまして、どのような活動であるならば可能であるかなどの広報を行い、徐々にその活動を再開していただけるように周知を図っていきたくと考えております。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 地区を上げての清掃活動等についての実態はどうなっているでしょうか。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 清掃活動の実態につきまして、今年の4月、5月に清掃活動を実施され、道路愛護報奨金の申請がありましたのが現在までに5地区でございます。昨年度は、4月、5月に清掃活動を実施したとの報告は16地区でありましたが、例年、作業実施後、すぐに申請があるわけではありませんので、実際的には年度末にならないと正確には把握できない状況であります。

以上です。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） いきいき百歳体操などはどうなっているのでしょうか。

○議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） いきいき百歳体操は、現在、20地区で実施されております。16地区で自粛をされておりましたが、今月、解除宣言を受けまして、今月中には全ての地区で再開をされております。

以上です。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） その場合、ソーシャルディスタンスが保てるかどうか、保っているかどうか、確認をされているかお伺いします。

○議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） お答えいたします。

開催に当たっては、新しい生活様式で実施するよう十分に周知をしているところでございます。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 体育館の開放は5月25日からだったのですが、コロナ以前に体育館利用をしていた団体数及び昼夜別の使用状況はどうだったのかお伺いします。

○議長（青木 善明） 社会教育課長。

○社会教育課長（山下 美穂君） 新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受ける前の体育館の使用状況でございます。

利用されていらっしゃる団体は、ほとんど定期的に利用されている団体でございます。これらの利用時間を17時までと17時以降で、昼と夜に分けてまとめたところ、勤労者体育センターは、昼、19団体、夜、16団体、町体育館は、昼、20団体、夜が16団体、総合体育館が、昼、6団体、夜、28団体でございました。

また、昨年度、土日祝日に総合体育館においては68大会が開催申請がされており、そのうちの62の大会、イベントを開催、6大会が自粛や施設の閉館等で中止となったところでございます。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 学校開放については、どのようなマニュアルが作成されたのかお伺いします。

○議長（青木 善明） 社会教育課長。

○社会教育課長（山下 美穂君） 学校、体育施設の開放についてでございます。

マニュアルは特には作成しておりませんが、各種ガイドラインを参考にしまして、対象団体を町内の中学校部活動、スポーツ少年団に限定をし、施設利用後に多数の人が触れた箇所の消毒等を義務づけるなど、感染防止対策を講じながら5月25日から施設開放

を再開したところでございます。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） スポーツ少年団等の活動及び教育における部活動などへの自粛時の呼びかけ、個人での運動マニュアルなど、連携は取れていたのかお伺いします。

なぜ、このようなことを聞くのか、その理由としては、再開した途端に肉離れを起こしたりとか、アキレスに異常をきたしたりとか、そういうことが非常に多かったようですので、親御さんのほうから、やはり個人でレッスンしたりとか、個人で運動するのはかなり厳しい状況があるとのことでしたのでお伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） まず、部活動関係についてお答えいたします。

臨時休業期間中の部活動につきましては、活動中止としておりました。それぞれの部活動の顧問のほうから指示を出してもらって、その指示に基づいて感染症対策について十分配慮した上で個人練習を行うこととされておりましたけども、学校の体育館や町内の施設が閉鎖をされていたことから、ジョギングや筋力トレーニングが中心であったという話を聞いているところでございます。

先ほど永友議員の質問でもお答えさせていただいたんですけども、部活の再開に当たりましては、いきなり負荷をかけないようにということ先生のほうにもお伝えしているところでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 社会教育課長。

○社会教育課長（山下 美穂君） スポーツ少年団の活動の自粛時における個人の運動マニュアルなどの連携でございますけれども、そちらについて特には取っておりません。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 携帯電話などによる保護者への呼びかけ及び教員の仕事としての自粛時のあり方のマニュアルはどうしておられたのかお伺いします。

○議長（青木 善明） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 臨時休業に関する保護者への連絡につきましては、各学校の安心メール及び町のホームページなどにより行いました。町内4校の学校安心メールの加入率は5月1日現在で約99%でございます。加入していない家庭に対しましては個別に電話連絡を行ったところでございます。

次に、臨時休業中における教職員の勤務形態につきましては、本町の場合、感染が確認された宮崎市から通勤される教職員が多かったこともございまして、感染拡大防止の観点から、自宅での勤務、または研修を積極的に行うよう指導したところでございます。

なお、自宅での研修の勤務形態を選択する場合には、研修計画書及び報告書の提出を義務化しているところでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） なぜ今のようなことを聞いたのかという一番大きな理由というのは、ほんとに1年生になったばかりの子どもの親御さんから、すごく担任の先生からいろんな電話があったりしたんだけど、やはり顔を見てきちんと話をしていかなないとかなかなか思いが伝わらないということをおっしゃったんです。やはりそのことを考えたときに、先生がどのような訴えかけ、アピールをされてきたのかと非常に気になっているところなんです、どのようにされてきたのかお伺いします。

○議長（青木 善明） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） お答えいたします。

残念ながら先ほど永友議員の御質問でもあったんですけども、今年が参観日も家庭訪問もできていない状況でありましたので、今、中村議員が申されたように、全く学級担任と保護者の顔合わせができていない状況でありましたので、そこは学校のほうもすごく気にしているところでありまして、本当に休業期間中はそういった不安はメールとか、文書とかでカバーしたつもりだったんですけども、恐らくカバーしきれていないと思っていますので、これからそういった関係をさらにまたもう1回築き上げていく必要があるというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） これからの町の公民館活動支援策への予算配分、学校支援への予算配分など、話し合いはどのくらいの頻度で行われてきたのかお伺いします。

○議長（青木 善明） 社会教育課長。

○社会教育課長（山下 美穂君） 予算面からの各自治公民館活動支援策は特に検討しておりません。また、それに伴う予算配分等の話し合いも行っておりません。

○議長（青木 善明） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 学校支援関係の予算配分などの話し合いの頻度についてお答えいたします。

文部科学省緊急経済対策パッケージによります端末整備の前倒し、これはタブレットのことです。それと、あと、非接触型体温計の購入、あと、学校臨時休業対策費補助金によります学校給食費返還等事業など、国の新型コロナウイルス感染症に係る施策や学校からの要望を受けるたびに、予算措置につきまして財政経営課と協議を行っているところでございます。

今回の補正予算にも学校における新型コロナウイルス感染症対策に係る予算を計上しておりますけれども、今後も必要な支援については、随時協議を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 公民館活動支援策への予算配分と聞いた理由は、例えば84の自治公民館がございます。ここに、例えばアルコール消毒液を配布するとか、そういうことは考えられなかったのかお伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 社会教育課長。

○社会教育課長（山下 美穂君） 各自治公民館に対してのその配分等については、検討は行いませんでした。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） これからでもいいですので、各自治公民館へのアルコール消毒液の配布など、これは検討していただけたらと思っております。

国支援策1人10万円支給については、別室で職員一丸となって対応されてきたようですが、現在までの実績及びこれからの対応策についてはどうでしょうか。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 本町におきます特別定額給付金の給付対象世帯数は9,624世帯、給付予定金額は20億2,630万円となっております。6月5日現在における給付済み世帯数は8,609世帯、給付済み金額18億4,680万円となっており、給付率は91.14%でございます。

次に、これからの対応策についてでございますが、まだ申請がなされていない世帯につきましては、はがき等により申請書の提出依頼を行い、外出ができないなど、何らかの理由でみずから申請ができない方につきましては、職員による戸別訪問を予定しているところでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 町民生活課においては、マイナンバーカード利用における暗証番号などの忘れにおける対応など大変な状況だったと思えますけれども、今回のことで新たにマイナンバーカードをつくられた方はどのくらいあるのでしょうか。

○議長（青木 善明） 町民生活課長。

○町民生活課長（鳥井 和昭君） お答えいたします。

マイナンバーカードにつきましては、役場窓口での手続きのほか、御自分のスマートフォンやパソコン、直接郵便で申請を行う方法などがございます。

今回、国から特別定額給付金に係る通知が出された4月20日以降の申請件数は224件となっております。

なお、参考までに、給付金のオンライン申請に係るマイナンバーカード電子署名用暗証番号の再設定、いわゆる番号を忘れた方で、役場のほうに来庁された方につきましては86件ということになっております。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） コロナにおいて猶予される税金などについての相談件数などは出ているのでしょうか。

○議長（青木 善明） 税務課長。

○税務課長（宮越 信義君） 税金の徴収猶予の相談件数についてでございますが、6月5日時点におきまして、10件程度の相談を受けているところであります。
以上です。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） ここで再確認をしたいと思います。

コロナが発生時点から東京都知事などの記者会見で3密を避けることは理解できますが、ソーシャルディスタンスなどという英語などが飛び出すごとに何となく違和感がありました。そのことが庶民とかけ離れていないか、また、発生者数が少ない高鍋町でどうしても3密、ソーシャルディスタンスを周知できるのか、ただ単に公共施設を閉鎖することだけではなかったかと今さらながら思い返すと、こんな対応でよかったのかと私は考えます。

そこでお伺いしたいと思います。コロナ発生時から対策会議の詳細の内容など、時系列でお伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 新型コロナウイルス感染症対策本部会議についてでございますが、第1回の会議を2月25日に開催し、これまで計18回開催をしております。その会議の内容といたしましては、国、県の対応、それから、国内感染者の発生状況等の情報の共有、それから、町内で発生した場合の連絡体制や対応基準、学校、社会教育施設等の対応について協議を行っているところでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） また、話し合ったことをどこまでの情報を町民へ発信できるのか、情報の共有及び軽率な判断をして間違っただけ情報が流れていないか確認しながら慎重に対応されたと存じますが、いかがでしょうか。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 町民への情報発信についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、さまざまな情報が口コミ、SNSなどを通して流れておりますけれども、その中には事実と異なる情報も混じっているところでございます。

そのため、町ホームページや情報配信メールを活用し、高鍋町等が発信する正確な情報に基づき冷静な対応を心がけ、根拠のない情報に惑わされることのないよう、町民の皆様に対して注意喚起を行ったところでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） いろんなうわさが飛び交い、一時は本当に大変でした。問題は、

そのうわさの根源の一員として町長もいたことです。しっかりとした情報及びトップとして判断し、相手に対して注意喚起を促す状況を把握すべきだったと思いますが、町長のお考えはいかがでしょうか。今さらなんですけれども。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 中村議員にお伺いしますが、うわさの根源の一員として町長がいたというのは、どういう意味でございましょうか。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 根源の一員というのは、4月1日の倫理法人会のお話です。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 4月1日の倫理法人会に私は出席しておりません。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 出席していようがまいが、町長はその一員であるんです。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 会員ということでございますか。会員という意味で入っていたわけでございますが、新型コロナウイルスに関する感染症、さまざまうわさが流れておりますけれども、当時の4月初旬の場合はいろんな会議がまだ開催をされていたわけでございます。感染未確認地域であり、会員研修の開催については、3密を避けるなどの対策を行った上で開催することは可能な状況となっていたと認識しております。

会の開催につきましては、問題はなかったと私は受けとめております。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 問題がなかったからいいんではないんです。そのうわさになったことが事実として町民の間にしっかりと流れてきたことが問題なんです。

私たちは高鍋に出なかつたらいいと思っていました。だけど、ここをこういう人たちが集まって消毒したそうとか、いろんな話が、皆さんびっくりされるじゃないですか。私が申し上げているのはそういうことを言っているんです。だから、町長は自分が参加しなかつたらいいんです、自分は一員ですけどいいんですというふうな考え方がまずいと申し上げているんです。

やはり、確かに国と県でまだそこまでは出ていなかった。それは確かにそうです。確かにそうですけど、やはりその倫理法人会のメンバーの中にそういう方がおられるということについては、やはり事前にしっかりと情報としてキャッチする必要があったと思うし、また、そのことについては、できるだけ密を避けて、会をしてほしくないということを書いてほしかったと私は思っているだけなんです。それ以上のことはありませんのでよろしいです。このことに長く時間は取りたくありません。

また、教育に関して、私立学校や都会の学校、韓国でのオンライン授業風景が報道されるたびに、私への電話も殺到しました。遅れている子どもの学力はどうするかなどでした。オンライン授業においては、ひょっとすると子どものほうが家庭のほうがずっと早いので

はないでしょうか。テレビ電話などを利用する家庭も多くなっています。オンラインのいいところ、解決すべき課題などがありますが、この問題について、教育長、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（青木 善明） 教育長。

○教育長（川上 浩君） お答えいたします。

学習の遅れにつきましては御心配はよくわかりますけれども、先ほど御説明いたしましたように、本町につきましては、現在及びこれから準備している計画、そのような対応で問題はないというのが私どもの判断でございます。

また、オンライン授業についてでございますけれども、これもまた、先ほど少し述べさせていただきましたけれども、確かにオンライン学習には、自分のペースで繰り返し学習できるなど多くのメリットもございます。ただ、報道等ではあまり出てこないようにすけれども、実際に画面に集中してプログラムどおり学習できるというのは、ある程度の学習訓練が必要であって、大学生でもなかなかできないという人もいるのではないかと、そういうような専門家の指摘もあります。

永友議員の御質問において述べさせていただきましたように、これからの社会に備えての先端教育の必要性と感染症対策のための指導手段とは整理して考えるべきであると思っております。

今後、オンライン教育については、児童生徒にとって教育効果等を見極めながら、子どもたちにとって有効な形で導入を検討していきたいと、そういうように考えております。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） オンラインにつきましては、今後、さまざまな分野で活用が図られていくものと考えております。学校につきましても例外ではないと思います。多くの予算も必要となる事案でもあり、費用対効果も含め、教育委員会を中心にこれからの子どもたちに必要な教育内容について検討してまいりたいと考えております。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 学力もさることながら、体力の問題も出ているようでした。集中できない、イライラが募る、激しい語句などが飛び交う家庭、コロナによって知らされたのは家庭での親子のあり方、学校とのかかわり合い方など大きく浮き彫りになったと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（青木 善明） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 議員が申されるとおり、今回の臨時休業では学習面の不安や進学・進路への不安、生活リズムが乱れたことによる規則的な登校への不安、楽しみにしていた学校行事がなくなったことによる気分的な落ち込みなどといった心理的な影響が懸念されているところでございます。また、家族の経済状況の変化や長期の外出自粛による家庭内不和といった家庭に係る状況の悪化も懸念されているところでございます。

今後は学級担任や養護教諭などを中心に、きめ細やかな観察を怠らず、児童生徒の状況を的確に把握し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどによる心理面、福祉面からの支援など、教員だけでなくさまざまな専門スタッフとも連携をしながら組織的な支援体制を整えていく必要があると考え、現在、取り組みを進めているところでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） もう一つ、ちょっと質問のところには書いておりませんが、私が一番気にするのは、やはりソーシャルディスタンスということから考えたときに、これからの教育のあり方というのがどう変改していくのか、ちょっと気になるところなんです。どのようにお考えでしょうか。

○議長（青木 善明） 教育長。

○教育長（川上 浩君） お答えいたしますけれども、ソーシャルディスタンスの問題は、例えば具体的に申しますと、部活動において、例えば柔道はどうするのかというような形になりましたけれども、実際、競技はできるというような形の判断を今しております。つまり、感染していないならば、可能であると。

ですから、今、感染予防の観点の中でそういうふうな対応というのは必要でありますけれども、教育現場においてはそれは分けながら、子どもたちの発達段階に応じた対応が、今後、場合において求められていくだろうというふうに思っております。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） もう一つ心配なのが、教室での生徒のあり方なんです。だから、クラスで生徒が多いために分けて登校しなければならない、分けて学習をしなければならないということが非常に全国的に問題になっている状況なんです。だから、そのところをどのようにお考えなのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 教育長。

○教育長（川上 浩君） 現段階で3密の問題が大きなテーマになっていますので、そうすると、今のような状況は避けられないというのが現状であります。

ただ、中学校におきましては、中学生の例えば対応が小学校の低学年とは違いますので、また違ったような学校側の対応も生まれてきているわけでありまして、現状を見ながら、それから、感染症を取り巻く状況であるとか、それから、知見もまた変わってまいりますので、それに応じて具体的な対応を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） しかし、経験に勝る学習はないと思っております。この学習によって、これから以降の町の教育へのかかわりが大きな前進を生むのか、後退するのか、かかっておりますけれども、どのような認識を町長、教育長はお持ちでしょうか。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 今現在、新型コロナウイルス感染症対策に伴う緊急事態宣言も解除され、学校現場も新たな生活様式のもとで授業が行われていると伺っております。

感染防止対策を取りながらの学校生活は、子どもたち及び学校の先生方にとって大変気を遣いながらの生活かと思いますが、この経験を前向きに捉え、乗り越えてほしいと願っております。

高鍋町といたしましては、今後の高鍋町を担う子どもたちが安心して学校生活及び家庭生活を送るとともに、自信をもって学業に取り組めるような環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○議長（青木 善明） 教育長。

○教育長（川上 浩君） 感染症対策についてでございますけれども、総括、まだまだできるような余裕はございませんけれども、現段階で感じておりますのは、まず、非常に先ほど申しましたように辛抱強く、協力的な保護者の皆様への感謝でございます。さまざまな御不満もあると存じますが、学校に対するクレームもほとんどございませんでした。ありがたいことだと思っております。

ちょっと別になりますけれども、海外に比べ、日本は感染者の死亡者数が少ないようがありますけれども、その1つの大きな理由として、国民の衛生意識とか、規範意識の高さが上げられておりますけれども、本町に当てはめてみますと、学校、家庭、地域の決まりを守り、礼儀を正しくします、に始まる新明倫の教えのような教育の積み重ねが、やはりその背景にあるのではないかというふうに、日本全体、そして、教育の背景にあるのではないかというふうに個人的には考えています。

今後、テレワーク等の働き方の変化とか、感染リスクの軽減といった点から、都市部からの流出も予想されますけれども、そのとき、地域の教育が移住先を選ぶ条件になる可能性は大きいのではないかと思います。歴史と文教の城下町として積み重ねてきた高鍋の強みを自覚するとともに、昨年度より提示させていただいております胎児から高校生までの切れ目のない支援など、具体的な取り組みも有効な取り組みとなるのではないかと考えています。

以上が現段階での所感でございます。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 次に、経済活動及びお年寄り等への対策についてです。

自粛の中で、商業活動はお弁当を作り、密にならない対策を取りながら細々とお店を運営されてきました。コープなどでは、お年寄りの方がタクシーで来て、お弁当を買い、そこで食事、おしゃべりしながら家ではできない時間を過ごしてこられました。

しかし、お年寄りがコロナにかかり、亡くなっている報道を見ながら、家にいるしか仕方がないとばかりに引きこもり状態になっていると、お隣の方が心配して電話をかけてこられました。窓越しにお話をして少しは気が晴れたようですが、お弁当に困った、インス

タントのカレーとか、ラーメンばかりできつuitと言われましたので、温かいスープなど
できるインスタント食品を教えて差し上げました。

確かに、いろんなお店がお弁当などを作ってくださいましたが、配達するには数が問題
のようでした。このようなお年寄り対策は会議でどのように話されてきたのでしょうか。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） お年寄りへの配達等の対策につきましては、現在のところ、
話し合い等は実施をしておりません。

以上です。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） ぜひしてほしいです。

お弁当などを作り販売された飲食業の店舗数は何店舗ぐらいあったのでしょうか。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） たかなべテイクアウト&デリバリー事業者さんのほうで
開始されました事業につきまして、登録されている店舗数、現在、50店舗でございます。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 私が役場職員の皆さんからも、そのテイクアウトの弁当を利用
されたと大変聞き及んでおりますけれども、この駐車場とか、どこかで利用するという
ことはなかったのでしょうか。その際、許可などをされたのかお伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 駐車場を使って職員の昼食などの販売をするという点に
ついては、現在のところ、まだ御利用はないようでございます。

ただ、職員が昼食等を出前を注文しますけれども、そういったものについて手続き等は
ございません。敷地内でキッチンカーなどを使って販売をされるという御要望があった場
合には、簡単な届を出していただいた上で使用許可をするというふうに考えております。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 私が聞きたかった本質というのは、緊急事態になったときに、
職員とか、執行部がどんな対応ができるのか。許可とか何とか言わずに、逆に商業者への
アドバイスをしながら対応していけば、家賃の問題、さまざまなリース料金の支払いの切
実さがしっかりと把握できる災害時対応がしっかりと職員全員に行き渡ると考えたからな
んです。

先ほど言いましたけれども、10万円支給に関して事務処理に11時までかかったと聞
き及んでおります。本当に御苦労さまでした。

災害時には、私は別の課だからというわけにはまいりません。マニュアルができてい
ると思いますが、商業者への対応について、何かマニュアルがなかったのかお伺いしたい
と思います。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 商業者への対応についての特化したマニュアルはございませんが、新型コロナウイルス感染症に伴う問い合わせへの対応マニュアル、いわゆるQ&Aや、特別定額給付金に関する主な注意点、助成金や給付金の一覧表などの情報につきましては、全職員で情報を共有し、対応を行ってまいったところでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） その際、どのような研修を行われたのかお伺いします。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 研修は特に行っておりません。グループウェア等での情報共有という形で行っておりました。

以上です。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 先ほど永友議員が質問しましたので、ここの2つはちょっと割愛したいと思います。

専決で商業者への予算が組まれましたけれども、50%以上の売り上げ減少について20%への変更と説明されました。50%時の申請者、どのくらいあったのでしょうか。再度申請書を出していただくようですが、どのくらいの商業者が出てくると思われませんか。お伺いします。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 売り上げが50%以上減少している事業者からの申請数につきましては、6月5日時点で299件となっております。こちらのほうには飲食店と宿泊事業者さん等も含まれております。

また、申請の見込みにつきましては、最大で当初分が450件、追加分で550件の申請を見込んでいるところでございます。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 私は当初から、専決が出た時点から、商業者への支援策として1人10万円支給と同じく、要件なしに1事業者当たり10万円を申請者へは即刻出すべきであると提案いたしました。検討されなかったのか、検討してもできなかった理由は何かお伺いします。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 今回の商業者向け支援につきましては、高鍋商工会議所、児湯農業協同組合、高鍋地区ホテル旅館業組合、児湯地区観光社交組合、高鍋地区飲食業組合との協議をもとにして、効果的な支援策を検討したところでございます。

対象要件等の検討に当たりましては、国や県による支援が6月以降になるとの見込みでございましたことから、そのような状況において、減収幅の大きな事業者に向けて当面の運転資金などに活用いただくことを第一の目的といたしました。

そこで、当初分につきましては、影響の大きい宿泊業、飲食サービス業を中心にいち早く支援をお届けすることを重視いたしまして、大型連休中も臨時的受付窓口を開設し、可能な限り早期の支援金給付を行ったところでございます。

その後、影響の長期化等に対応するために、追加支援策として売り上げ減少の対象月延長、減少率の拡大を図ることで、対象事業者の範囲を拡充したところでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 私はコロナの問題で一番よかったと思うことは、選挙管理委員会での1人10万円支給する申請を行っていただいたことではないかと思えます。投票率が下がって、政治への関心がいま一度呼び起こせる喚起になるのではないかとこの光を感じました。

残念だったのは、選挙管理委員会の皆さんにこのチャンスを生かしていただけなかったということです。政治が生活に密接に関連しているということ、そのためには選挙に行こうというメッセージを与えることができなかつたのかということでしたが、いかがでしょうか。これは選挙管理委員会委員長に答弁をいただきたいということを入れておりませんが、答弁お願いできますでしょうか。

○議長（青木 善明） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（野中 康弘君） 特別定額給付金申請時におけます選挙啓発についてのお尋ねでございますが、感染拡大防止の観点から、給付金申請につきましては、原則、郵送またはオンラインによる申請を行うこととされておりましたので、申請時における選挙啓発は計画をしております。

しかしながら、議員が申されるように、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、有権者の政治に対する関心というものが非常に高まっておりますので、この機会を捉えた選挙啓発のあり方について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 今回、コロナという目に見えないウイルスとの戦いは、災害とは違った大変さがありました。しかし、ここから学んだことは決して無駄にならない。住民から、戦争するミサイルとか、戦闘機はいらない、こんなときのための政治をしてほしいと多くの声が寄せられました。日本がアメリカから買う戦闘機などの戦争をするための予算より、このような対策のためにもっとお金は使うべきであると考えます。また、そのことを忘れないためにも、ウイルスの怖さを改めて思いました。

コロナにかかり、お亡くなりになられた方々の数は、猛威をふるったインフルエンザよりも少ないのですが、予防薬がない、ワクチンがないなどの理由で恐れを持ちました。国に要望をすることは、感染症対策にもっと予算を増やして、地域が行えるPCR検査なども充実していただきたいし、採血時に抗体検査ができるよう働きかけをしていただきたい

と要望して、コロナ問題を終了し、次は、商工会議所が建設される商工会館について、教育関係課が入居することの問題点を質問したいと思います。

まず、通告書に係る部分を聞いて、そののち、別のことをお伺いしたいと思いますが、なぜこのような計画が提出されたのかお伺いします。

○議長（青木 善明） 暫時休憩いたします。

午前11時54分休憩

.....

午前11時54分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 済みません。ここを消しておりませんでした。

それではお伺いします。町長にお伺いします。

行政財産とはどのような性質であるのでしょうか。法的根拠を示しながらお答えください。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 行政財産についてでございますが、地方自治法第238条第4項において、普通地方公共団体において公用または公共用に供している財産のことと定義されております。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 町長に、この自治用語辞典が議会事務局にあります。ぜひ行政財産のところを読み上げてください。

○議長（青木 善明） 暫時休憩いたします。

午前11時56分休憩

.....

午前11時57分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。町長。

○町長（黒木 敏之君） それでは、かなり長いですが読ませさせていただきます。

普通地方公共団体において公用または公共用に供し、または供することと決定した財産をいう（自治法238の③）、行政財産は公有財産の性質による分類の1つの名称であって普通財産と相対するものである。ここに公用に供する財産とは、地方公共団体がその事務または事業を執行するため、直接使用することを本来の目的とする公有財産をいう。例えば、県庁舎、地方事務所、市役所庁舎、支庁、町村役場、議事堂、研究所等である。

また、公共の用に供する財産とは、住民の一般的な共同の利用に供することを本来の目的とする公有財産をいい、公の施設を構成する物的要素である場合が多い。例えば、道路、病院、学校、公園等の敷地及び建物等（地方公共団体の所有に係るものに限る）である。

また、供することと決定した財産とは、いまだ現実に公用または公共用に供されていないが、将来、公用または公共用に供するべきことと決定した財産をいう。

行政財産は、地方公共団体の行政執行の物的手段として、行政目的の効果的達成のため

に利用されるべきものであるから、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、もしくは出資の目的とし、もしくは信託し、またはこれに私権を設定することが禁止されている。そして、さらにその実効性を保障するため、この禁止規定に反する行為を無効とすることとされている。

しかし、行政財産によっては、本来の用途または目的外に使用させても、本来の用途または目的を妨げないばかりか、場合によっては積極的に行政財産自体の効用を高める場合もある。このような行政目的に反しない範囲における特別使用を認め、この使用については行政上の許可処分として処理することとされている。これを、いわゆる行政財産の目的外使用という。

さらに、行政財産である土地の貸し付け、またはこれに対する地上権の設定が制限的に認められている。普通財産、公有財産、行政財産の目的外使用……。この辺にしておきますか。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） それでは、行政財産に対して、多分、財政経営課長のほうからは、行政財産の管理及び処分に関する情報を多分お持ちだろうと思うんですけども、できれば行政財産の管理及び処分、第238条の4、これを読み上げていただきたいと思えます。

○議長（青木 善明） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 読み上げさせていただきます。

地方自治法第238条の4、行政財産は、次項から第4項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、またはこれに私権を設定することができない、とあります。

第2項において、行政財産は、次に掲げる場合には、その用途または目的を妨げない限度において、貸し付け、または私権を設定することができる。

各号は大変長いので省略をさせていただいてもよろしいでしょうか。読み上げたほうがよろしいですか。（発言する者あり）9項までありますが。（発言する者あり）

貸していい場合を、第2項の1号を読み上げさせていただきます。

当該普通地方公共団体以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物、その他の土地に定着する工作物であって、当該行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有し、または所有しようとする場合において、その者に当該土地を貸し付ける場合は、行政財産の貸し付けが認められております。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 多分、持ってきていただいているところの下の方には、施行令があると思うんですが、施行令も読み上げていただけたらと。施行令が第169条、169条の2という形であります。

○議長（青木 善明） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 施行令、第169条、地方自治法第238条の4第2項第1号に規定する政令で定める堅固な建物、その他の土地に定着する工作物は、鉄骨造、コンクリート造、石造、レンガ造、その他これらに類する構造の土地に定着する工作物とする、とあります。

第169条の2、行政財産である土地を貸し付けることができる法人といたしましては、各号に列挙をされております。特別な法律により設立された法人で、国、または普通地方公共団体において出資しているもののうち総務大臣が指定するもの、法務局、地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社及び地方独立行政法人並びに普通地方公共団体が資本金、基本金、その他これに準ずるものの2分の1以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社。

第3号、公共団体または公共的団体で法人格を有するもののうち、当該普通地方公共団体が行う事務と密接な関係を有する事業を行うもの。

第4号、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会並びに地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会。

以上です。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 建設費及び地盤調査についてはどうされるのか、お聞きになっていらっしゃるのでしょうか。

○議長（青木 善明） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） まず、建設費についてでございますが、議員協議会にてお示しをいたしました資料のとおり、現商工会館の解体工事費及び諸経費を含めまして、現段階では3億5,188万円の見込みでございます。その財源といたしましては、自己資金及び会員からの寄附金が6,188万円、金融機関からの借入金が2億9,000万円であると伺っております。

また、地盤調査につきましては、高鍋商工会議所からできるだけ早期に行いたいとの御要望をいただいておりますので、現在、詳細について双方で調整をしているところでございます。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 地盤調査はかなり高いんですけど、中にはあまり金額的に入っていなかったような気がするんですが。

○議長（青木 善明） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 先日、議員協議会でお示しをいたしました資料の中には、地盤調査の費用も含めまして、その金額でございます。

明細としては示されてはおりませんが、総額としてはこの金額であるというふうに伺っているところでございます。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 総額ではだめなんですよ。ちゃんと地盤調査の費用がここに書かれていないと安心できないじゃないですか。教育委員会が入るんですよ。

○議長（青木 善明） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 御心配はもっともだと理解いたしますが、建築上は耐震度、それらにつきましても、震度7の地震でも倒壊せず、震度5の地震ではほとんど損傷しないという耐震基準を当然に満たすものというふうに考えております。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 健康づくりセンターのときもしているんです。だから言っているの。

○議長（青木 善明） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 地盤調査はされるというふうに伺っております。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 書いてないことをグダグダ言うのも、私も嫌な性格ですので、あとでまた地盤調査が一体どれくらいかかるのか、商工会議所に聞いてみてください。美術館建設のとき、わかるでしょう。杭打ちの杭が全部するっと入ったこと。ああいうことがないようにしていただきたいんです。

月額74万円の賃借料の根拠を示していただきたいと思います。

○議長（青木 善明） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 賃借料の額の根拠についてでございますが、これまで御説明をさせていただきましたとおり、建設予定地の近隣の事務所用の建物の坪当たりの賃借料を参考に算出をされたものでございます。

具体的に申し上げますと、12月の債務負担行為設定のときにも御説明を申し上げましたが、現在は空き事務所となっておりますが、たかしんホールの東側に築17年の事務所がございます。そちらの坪当たりの貸付料が4,961円ございましたので、そこを参考に算出をされたと伺っております。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 先ほど答弁されたじゃないですか。近隣の事務所は借り手がなくて空き家となっているんです。どこを中心に算定されたのかといたら、さっき空き家になっているところを算定したってどうしようもないんです。今あって、現実お金を支払っていただいているところを近傍家賃としないと、こんなとんでもない話はあるはずないじゃないですか。そこが抜けているんです。

そしたら、ちょっとお伺いします。

現在の庁舎、第2別館の維持管理費は年間幾らでしたか。

○議長（青木 善明） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 現在の庁舎第2別館の維持管理経費についてでございますが、社会教育課に確認をさせていただきましたところ、年間約120万円程度と伺って

おります。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 公有財産を貸し付ける際の法的根拠及び地方自治法の議決事項第96条はどうなっているのかお伺いします。

○議長（青木 善明） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 町有財産を貸し付ける場合、普通財産を貸し付ける場合については議決事項ではございません。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 議決事件の第96条を全て読み上げてください。

○議長（青木 善明） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 地方自治法第96条、普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

1、条例を設け、または改廃すること。

2、予算を定めること。

3、決算を認定すること。

4、法律またはこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収または分担金、使用料、加入金、もしくは手数料の徴収に関すること。

5、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

6、条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、もしくは支払手段として使用し、または適正な対価なくしてこれを譲渡し、もしくは貸し付けること。

12号までありますが。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 公有財産の取り扱いに関しての取扱規則はどうなっているでしょうか。

○議長（青木 善明） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 公有財産取扱規則、本町の分を読み上げたほうがよろしい。全部。第39条までありますが。行政財産の貸し付けにかかる部分ということですか。行政財産の目的外使用の許可を受けようとするものについては、行政財産使用許可申請書を提出しなければならない。

行政財産の目的外使用の許可は1年以内。

あとは事務的なこととなります。

使用許可の期間が1年以内です。貸し付けの期間ではないです。使用許可の期間です。

（発言する者あり）

普通財産の貸し付け期間は20年だとか、堅固な建物の所有を目的として土地を貸し付ける場合は30年とあります。これは普通財産についてです。行政財産は1年間の使用許

可だけです。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） だから1年間なんです。それで質問したんです。これを頭に入れておいてください。

公的機関、いわゆる自治体は、土地や建物を借りる際、また、貸し付ける際については、透明性があり、法的に合致することが求められているんです。適正な賃借料とするには不動産鑑定士などに依頼し、算定していただくことが大切だと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（青木 善明） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 公有財産取扱規則第20条に、普通財産を貸し付けるときの貸付料の年額は、各号に掲げる普通財産の種類に応じてそれぞれに定める額とあります。

土地につきましては、当該土地の固定資産相当額というふうに定められているところです。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 建物が完成していない、建築費も確定でない。議員協議会で示された商工会議所から出された建設費などの資料は返却を求められました。私は、その金額を急ぎ書いておきました。しかし、それは業者の方の見積書ではなく、建築関係者ではなく、誰かが書いたとしか思えないような簡単なものだったんです。

私も家を建てるとき、設計図及び仕様書、強度など、あらゆる図面とそれに伴う材料の選定などを何回も話し合いましたし、膨大な資料でした。それが紙きれ一、二枚では、幾ら素人でも納得のいかない状況だったんです。だから質問をしたんです。あれで議員が説得できるとお考えなのかどうか、特に私を説得できるかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 財政経営課として議員協議会のほうで御説明をさせていただきましたが、商工会議所さんのほうから提示をされた金額などについて、あるいは町のコストメリット等も含めまして、丁寧に説明をさせていただいたというふうに考えています。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 説得というか、納得はその個人の能力でございますので、失礼でございますけども、納得できる能力があるかどうかというのも大変な重要な問題かと考えます。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 今、町長の発言はすごい私を侮辱したものです。侮辱罪で訴えたいぐらいですな。私の能力をそのぐらいと置いてらっしゃるの。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） これはもうすでに多くの議員の皆様が御理解いただいた件でございますので、御理解いただけない方がおられるとすれば、その方が理解するお力はどうなんでしょうと思うのは私だけではないと考える次第でございます。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 安倍首相に忖度をするという言葉が、忖度という言葉がはやりました。私は能力が備わっていて、私は今、不愉快で、怒りが心頭で頭にのぼってきつつあるんですけども。私は怒ってもあまり激しい言葉は使うつもりはございませけれど、非常に、そういう1人の議員を理解力がないというふうに決めつけた答弁をされるのはいかなものかと私は思うんです。

まだ建物が完成していないんです。そして、先ほどはマグニチュード7とおっしゃいましたよね。これは今違うんです。関東の、福島原発の問題で、本来なら以前に出ていたんです。マグニチュード8に対する耐震性を保つことは、これ、今の世の中では当たり前なんです。そういう理解力がないと私から言われたらお怒りになるでしょう。だって、テレビでちゃんと見ていました。ちゃんとマグニチュード8ですよ。今は。南海トラフを抱えている自治体、それも海岸を有する自治体としては当然のことであり、地盤調査をしなければ液状化現象が起きないと断言、私は液状化現象が絶対起きないと断言できかねるんです。

あらゆる面で町民に向けて透明性が確保できるとお考えでしょうか。今は透明性がないですよ。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） どこが透明性がないのかというのが理解できないところでございます。それは私の能力かもしれませんが、でも、ほかの方は御理解いただいているというふうに認識しております。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） もちろん私は行政財産についても勉強しておりますし、いろんな自治法についても勉強しておりますので、皆さんが勉強していないとは言いません。皆さんも多分勉強されていると思います。

だけど、私はその分において、このような案件が理解できないんです。ころころ変わる案件が出てくること自体が。あそこは危ないからと当初からわかっていたことじゃないですか。それが今になってから中央公民館、何であの第2のあそこの別館の駐車場にって変更になるんですか。

私は前の副町長から言われました。中村議員が妙なお知らせを出すからそういうふうになったんだというふうに笑いながら言われましたけど、私、情けなくてみじめです。自分自身が。どうして町長が私のいうことを納得していただけないのか、理解していただけないのか。

先ほどの行政財産も読み上げていただいたでしょう。知らなかったでしょう、そういう

ことがあるということ。行政財産は法的に制約されているんです。このことが一番問題なんです。

確かに96条で議決事件ではないかもしれませんが。しかし、町民の財産を自分のいいように扱っていいとは誰も思っていない。住民の皆さんから批判が出たら、町長は一体どうするんですか。今は、議員は町民の代表だからとっていらっしゃるでしょう。議会に対して、今、物凄く苦情が出ているんです。そして、私が一番びっくりしたのは、商工会議所の会頭はこういう法令とか、こういうことを御存じなのかと思ったの。御存じないからでしょう。だから商工会館建設予定地の変更についてということで、皆さんにまだ決まってもいない段階でお願いした旨の依頼があったところであると。町執行部で協議検討した結果、これを承認する方向で、商工会議所に回答したいということで承認。だから、変更があったから、私たちはやりますということ商工会館建設についてということで、要するに、資金繰りで大変だということも書いてあるんです。だから、商店街の皆さんとか、商業者の皆さんで、今度もコロナの問題があつて、商工会議所建設についてはもう少し先送りしたらどうかと、そういうことも言われている方々が商業者は多いんです。

それと、あまりに商工会議所側に有利なように事を運んでいってしまうと、私はこれは森友じゃないんですけど、ちょっとおかしい事態になってくる可能性はないとは言えないと思うんです。

そして、30年貸し付けるわけでしょう。30年の根拠は何ですか。

○議長（青木 善明） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 借地借家法が30年を担保しておりますので、そこを根拠としているところでございます。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 確かに民法、借地借家法ではそうやって規定しています。行政財産は違うんです。行政財産でも確かに30年は貸し付けることができます。でも、そのときには一旦また白紙に戻してやならいといけないんです。30年経ったらこの建物を壊すことができるんですか。30年経ったら私もいないし、町長は町長としていらっしゃるかもしれませんが、私はこの世の中にいません。今の議論なんて誰1人知る由がないです。会議録を読む人なんていないです。

町長、ちなみにお伺いしますが、町長は町長になられてすぐに議会の会議録などをお読みになりましたか。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） すぐには読んでおりません。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 私は議員だから当然二、三年分は全部読みました。倉庫からずっと借りて読みました。どういう質問をほかの議員がしてきたかということちゃんとしているんです。

だから、そういうことも含めて、非常に私は歴史を大事にしてほしい。そして、文教の町といって教育の町でしょう。その教育の事務所が商工会館の1階、自分たちで建てた家ならともかく、人の建てた家に間借りするなんていうのは、私はとんでもなくおかしいと思うんです。私がおかしいと思うだけで町長はおかしいと思わないから出したんですよ。

また、計画が当初から変更され、行政財産部分へとききました。これは役場職員、OBを含めて、町民の方々からどういうことか説明してほしいとのお話が来ています。当然、計画がかわれば債務負担行為もやり直さないといけません、今回の債務負担行為がそれですか。

○議長（青木 善明） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 今回の債務負担行為とおっしゃられておりますのが、補正予算の第4号で上程させていただいております債務負担行為の追加ということでの認識でお答えをさせていただきますが、今回の貸し付けにつきましては、行政財産ではなく、あくまでも土地の貸し付けにつきましては、普通財産に分類がえをした上でお貸しをするという整理をしております。

行政財産から普通財産への分類がえにつきましては、町の担当事務の中でございますので、議会の議決は必要としないというところでございます。

今回の債務負担行為につきましては改めて追加で提案をさせていただいておりますが、昨年の12月議会におきましても同様の提案をさせていただいております。ただ、建設地が変更になったことにより、契約締結ができませんでした。でしたので、会計年度、単年度、独立の原則により、改めて本年度債務負担行為を設定することとしたものでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） そうでしょうね。そうしなければ議会は通りません。債務負担行為は。場所が変更になったのに債務負担行為だけそのままにしておくというのは絶対にできないんです。そういうことも会計原則の原理なんです。原則なんです。地方自治法の中にちゃんとうたってあるんです。

だから、適正な価格というか賃借料、これを出していただくのには、必ず第三者のそういった基本的な考え方を入っていないと、非常にまずい結果になるんじゃないかというふうに思います。また、借り手もない近傍家賃を参考にさせていただいても困るんです。

だから、商工会議所と町長がどうもウイン・ウインの関係じゃないのかというふうに言われたりしたら、私たちもどういうふうに説明していいかわからない。だから、そういうことを、疑惑を持たれないようなことをしっかりとクリアしていただきたいと思っているんです。

町民の間では建設業者の名前が既に上がっており、設計業者の名前も既に上がっているんです。これは恥ずかしい限りなんです。議員の中で反対しているのが2人だから、ど

うせ議会は通るからと大手を振っておられるのかもしれませんが。しかし、会議録は永久です。町長がシュレッダーにかけなければ、今のやり取りも残ります。歴史に禍根を残さず、教育の町としてのプライドを持ちたいと私は考えます。

最後にお聞きします。町長は町民の声を聞き、町政運営をされるおつもりはあるでしょうか。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町民の声を聞き、町民の利益になる行政運営をしていこうと思います。

全体的な御質問の答えを、私の答えをここでさせていただきます。

人口減少、少子高齢化、時代は大きく変わっているわけです。中村議員も御認識のとおりでございます。社会の変遷に的確に対応しながら、行政は常に改革を推し進めていかねばならないわけです。

そのような状況の中、この20年間ぐらいで大きく進んだのが官民連携、民間連携です。PPP、パブリック・プライベート・パートナーシップ、いわゆる公と民の連携、PPI、プライベート・ファイナンス・イニシアティブ、民の財産を共用する。行政は民間との連携により従来の行政手法を改革し、住民の利益のために、より効率的でより財政負担を軽減した、よりメリットのある行政サービスを行う必要があります。

今回の商工会館の一部を執務スペースとして賃借すること及び庁舎第2別館の敷地内に商工会館を建設することを承諾することは、これからの社会の変遷に行政が対応し、将来の財政負担を減らしていくために最も適切な手法であると考えております。もちろん、法的にも何ら問題のない手続きであります。現在では決して珍しい事例ではございません。どこの町や地域でもございます。

今回のところでの具体的には急激な人口減少、少子高齢化、縮小を余儀なくされる社会において、高額な初期投資、イニシャルコストをかけて、新たな施設を建設するのではなく、官民連携、官民共同による施設の設置管理を進めていくこと及び庁舎第2別館の敷地内の建設を承認することにより、高い水準の行政サービスが期待できるとともに、コスト軽減によるメリットを他の行政サービスの財源として活用することができると、町にとって大きな利益が生まれることとなります。

また、高鍋商工会議所に対し、恣意的に便宜を図っているのではないかという御意見をいただいているところですが、今回の官民連携の取り組みは、さきの3月の議会でもお答えしましたとおり、商工会館と庁舎第2別館の老朽化に伴う更新の時期がたまたま同じという好機を得たことによるものであり、仮に他の建物の建築、例えば農業協同組合等の建物であったとしても、同様に官民連携の取り組みを実施したと考えます。

商工会議所へ支払う家賃も、高額ではなく、決して高鍋商工会議所に便宜を図ったものではありません。

今回の債務負担行為につきましても、商工会議所の融資を保障するためにするものであ

るはずがありません。

また、一部、文教の町といわれる本町の教育委員会が間借りするのは大変恥ずかしい、非常識であるとか、学校教育、社会教育の軽視ではないかといった主張やビラといった偏った新聞が配布されていますが、文教の町の本質は、教育の質や教育に取り組む姿勢のことであり、皆様御存じのとおり、教育委員会の執務場所がみずからの財産なのか、賃借なのか、全く根拠のない本質を見失った的外れな意見であると考えます。

常に未来の高鍋を見据えながら、状況を的確に判断し、今やるべきことを一生懸命取り組んでいくことが重要であると考え、行政のかじ取りを担っているところでもあります。

温泉の民営化、あるいは道の駅を民間に委託する、その今までの取り組みと同じく、民間の力を借りてコストを抑える、そのことは必ずや町に対し大きな利益を生むものであると確信しております。

したがって、今回の件で基本的な考えを変えることは、今後一切ございません。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 今後一切変えないということですので、私も申し上げたいと思います。

駐車場を貸されるようなんですけれども、それは最低すべきではないと思います。商工会議所跡地があるのですから、そこを利用すべきです。また、商工会議所跡地を売ろうなんて考えないでいただきたいと思います。

中央公民館利用者、体育館利用者など、町民が利用するための財産ですので、当然、誰が使ってもいいわけなんですけれども、商工会議所の部分へは、きちんと今ある商工会議所の土地を使っただけでしていただきたいと願って私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（青木 善明） これで、中村末子議員の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩したいと思います。午後1時40分から再開いたします。

午後0時37分休憩

.....

午後1時40分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。

日程第1. 一般質問

○議長（青木 善明） 次に、13番、日高正則議員の質問を許します。

○13番（日高 正則君） 13番、日高正則でございます。新型コロナウイルスで非常に蔓延しておりまして、医療関係者やら、全職種に対して相当影響が出ております。特に医療関係の皆様には御苦勞かけておるわけでございますので、今後ともよろしく願い申し上げます。

それでは、通告に従ってお聞きしていきたいと思います。

国内で、1月16日、初の新型コロナウイルス感染が発表され、その後、武漢からの帰

国者、クルーズ船の乗客等の感染者が相次いで発表され、2月中旬より感染拡大し、2月29日、首相が緊急記者会見、4月7日に東京都、神奈川県等7都府県に緊急事態宣言、4月16日に緊急事態宣言の対象を全国に広げました。不要不急の外出を控え、都道府県をまたぐ移動をしないよう外出自粛の要請をしました。それに伴い、学校の休校、多数の人が利用する施設、映画館、劇場、集会所、展示場、百貨店、宿泊施設、体育館、博物館、図書館、ナイトクラブ、自動車教習所、学習塾等々、建物の床面積1,000平方メートルを超える施設、これに満たない施設でも特に必要と判断された場合は対象になる、使用制限もされました。

また、大規模なイベントも開催しないよう要請をしています。及び全国47都道府県は、飲食店等に休業要請を行いましたので、農畜産物の取引数量の減少に伴い、販売価格は下落し、先行きが見えない状況に陥りました。特に、高級食材、牛肉、マンゴー、メロン、アールスメロン等々の生産者においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により販売不振に苦しんでおります。町長は、販売不振の現状と農家経営をどのように考えておられるか伺います。

壇上より以上の質問をさせていただき、発言席から、2つ目、高級食材、牛肉、マンゴー、メロン、アールスメロン等々の支援内容を伺う。

3つ目、外出自粛で消費量減少に対する対策について伺う。

4つ目、町として今後、どのような支援を考えているか伺う。

以上の質問をさせていただきます。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により農畜産物の取引についてでございますが、外出自粛による家庭消費の伸びから、野菜等農作物におきましてはその影響を大きく受けておらず、品目によっては高値取引されているものもあったとのことです。

一方で、訪日外国人の減少や外出自粛要請などにより、高級食材とされる牛肉やマンゴー、メロンといった果実などの需要が落ち込み、生産農家にとって大きな影響が出ていることは十分認識をしております。そのような中、国や県の補正予算においては、農業者向けの緊急経済対策もしっかりと打ち出されております。

現在、町としましては、JAと一体となって、国、県の各種給付金や補助金、融資制度などにつきまして、パンフレットや町のホームページ等により積極的な情報発信に努めております。生産者の皆様におかれましては、それらの制度の積極的な活用により農家経営の安定につなげていただくとともに、町としまして、引き続き、JAとともに生産者の経営支援に努めてまいりたいと考えております。

○議長（青木 善明） 13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） 13番。ありがとうございます。今、町長も言われましたように、JA及び関係団体と経営支援をお願いしたいというふうに思います。

永友議員から私の質問に対しまして応援メッセージをいただきまして、ありがとうございます。

次に、高級食材、牛肉、マンゴー、メロン、アールスメロン等の支援について。

この質問をするに当たりにまして、肥育牛農家、マンゴー農家、メロン農家にお伺いし、いろいろとお話をお聞きしてまいりました。

まず、牛肉については町内に4戸の農家がおられ、約2,250頭が常時肥育頭数となっております。特に、A5等級、A4等級といった高品質な牛肉は、取引先の休業などで販売不振となり、相場が大幅に下落しております。

東京市場の価格の推移を調べてみました。

令和2年3月が、前年同期比と1キログラム当たりマイナスの630円、4月がマイナスの707円と大きく低下しています。令和2年3月、4月に出荷される肉牛は、肥育期間20か月としますと、平成30年6月、7月導入牛であり、平成30年の児湯畜連の子牛競り市の価格を調査したところ、6月導入牛、消費税込み価格80万2,574円、7月導入牛は80万3,492円と高い価格の素牛であります。そうしますと、肥育経費は、飼料代、衛生費、資材代、労賃等を含めまして約45万円と見ています。素牛代80万2,574円プラス45万円は125万2,574円、80万3,492円プラス45万円は125万3,492円の金額になります。東京市場のA4等級の価格は、3月で1キログラム当たり1,846円であり、これを枝肉重量500キログラムで掛けますと92万3,000円、4月では1,706円であり、85万3,000円の販売価格になります。3月では1頭当たりの赤字額が32万9,574円、4月では40万492円とかなり厳しい経営になっております。担当課としてどのように認識されておるか、お伺いいたします。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（渡部 忠士君） 農業政策課長。お答えをいたします。

只今議員のほうからお示しいただきましたとおり、数字のとおり、2月から4月の枝肉取引価格につきましては、大変厳しいものがあるというふうに認識をしているところでございます。このようなときに、標準的な販売価格と生産費の差額の9割を補填する制度というのがございます。

その制度は、肉用牛肥育経営安定交付金制度、通称牛マルキンといわれるものでございます。2月は29道県で発動されまして、本県は1頭当たり1万4,527円の交付金単価というふうになっております。さらに、3月販売分の牛マルキンにつきましては、これ全都道府県で発動されまして、本県は1頭当たり17万1,711円の交付金単価となりまして、2月と比較しまして大幅な増額となりまして、販売価格の下落はこの制度の発動によりまして明らかなものというふうになっております。4月分につきましてはまだ数値が出ておりませんが、同様に増額となるというふうに考えられます。引き続き、厳しい状況が続くものというふうに考えているところでございます。

○議長（青木 善明） 13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） 13番。ありがとうございます。今、課長のほうから厳しい状況が続くということでは言われました。本当に私も思っております。5月、6月、7月、非常に厳しい価格がまだ続くというふうに思っております。後で、一番最後のほうで言いますが、今後、執行部として支援内容を考えていただきたいというふうに思います。

次に、メロン、アールスメロン等の農家での聞き取りを行いました。JA児湯で資料の提供を受けまして、取引価格を3年間調べてみました。平成29年度は、年間平均で1キログラム当たり692円、平成30年度は680円、令和元年度は570円と価格は低下しております。メロン1個の重さが平均の1.6キログラムですので、平成29年は1,107円、平成30年は1,088円、令和元年は912円であります。メロン1個の価格が、手取りで1,000円以上ないと経営が苦しいとのことであります。新型コロナウイルス感染拡大の影響で、結婚式の延期、イベント中止等などで需要減少の状況に伴い、令和2年3月、4月、5月の出荷においては、手取り、1個が500円とのことであります。特にこの時期に出荷するメロンにおいては、ハウス内の温度を20℃に保たなければならないとのことで、冬場に多くの燃料を使用し、生産コストがかさみ、現状、苦しい経営を強いられております。担当課としてどのように認識しておられるか、お伺いいたします。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（渡部 忠士君） 農業政策課長。アールスメロンの価格につきましても大変厳しい状況であることは認識をしておるところでございます。町内の生産者1戸ございますんですけども、お話を私どもも伺っておりますけれども、大体、出荷の時期が大体今月半ばで一旦終了するというところでございます。町としましては、やはりその、最後の販売になりますけれども、その販売促進に少しでも協力することができないかというところで今考えているところでございます。

また、農業経営者の皆様に対しましては、今回のような急激な市場価格の低迷に代表されます様々なリスクから農業経営を守っていただくために、収入保険の加入につきまして積極的に推進していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（青木 善明） 13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） 13番。ありがとうございます。課長のほうからも非常に厳しいという認識であります。今後、この販売促進に関係団体、JAも入りまして、協力をお願いしたいというふうに思います。昼食時間のときに農業政策課が中心になりまして、メロンの販売努力をされておるようですので、ひとつ、こういうことも力強くしていただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

それから、次に、マンゴー農家での聞き取りを行いました。町内に3戸の農家がおられます。ハウス経営面積が3戸で約40アールのことであります。JA宮崎経済連販売流通会より資料をいただきまして、直近5か年のマンゴーの価格を調べてみました。毎年2月から3月の出荷が1キログラム当たり1万円から5,000円の価格で推移し、4月下旬

から9月までは3,000円前後で推移しています。しかし、令和2年2月から3月は6,000円から4,000円で推移しており、価格の下落傾向が見られます。手取り額が1キログラム当たり4,000円はないと厳しいとのことで、2月、3月、4月、5月の出荷のマンゴーにおいては、ハウス内の温度を25℃に保たなければならないとのことで、メロンと同様に、冬場に多くの燃料を使用し、生産費を押し上げております。

令和2年5月24日の宮崎日日新聞によりますと、完熟マンゴーの4月の単価が例年より3割下落との記事が掲載されております。3戸の出荷は5月から始まっておりますので、今後、価格の動向を注視しなければならないと思いますが、担当課としてどのように認識されておりますか、お伺いいたします。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（渡部 忠士君） 農業政策課長。マンゴーにつきましても、牛肉やメロン同様にとっても厳しいものであるというふうに考えておりますけれども、今回、非常事態宣言も解除されまして徐々に経済が動く中で、大手百貨店などの贈答需要が回復してまいりますと、取引量も増加しまして、価格も少しずつ回復してくるのではないかというふうに考えているところでございます。

しかしながら、消費の傾向が節約志向という現状にありまして、マンゴーやメロンといった高級果実の消費について、一般的な果実と同様の購買につながるかは今後の経済の回復を待たざるを得ないというふうに判断しているところでございます。

そこで、国、県の取り組みに歩調を合わせて販売促進などの取り組みによりまして、家庭内消費の喚起につなげていく必要があるというふうに考えているところでございます。

○議長（青木 善明） 13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） 13番。ありがとうございます。もう私も、やはり、この高級果実ということで非常に価格が高いということで認識されております。国民が。そういったことで今、こんなコロナの影響で非常に現金収入が不安定な国民が多くなっておりますので、そういうことで取引価格も下がっておると思うんですけど、やはり販売促進に取り組んでいく必要があるというふうに思いますので、そこはよろしくお願いをしたいと思っております。

次に、外出自粛による消費量減少に対する対策についてお伺いいたします。

ここでは、焼酎用カンショについての質問になります。

2015年の高鍋町農林業センサスでは、町内に55経営体で174ヘクタール作付されております。2年前から焼酎の需要が減少傾向にあり、JA児湯の担当職員に話を聞きますと、酒造メーカーからの減反要請割合が2019年度は20%、本年度はさらに20%上乘せされておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響によりイベント等の自粛、飲食店等の休業要請に伴い焼酎の消費量がさらに落ち込み、酒造メーカーからさらに数%上乘せの減反要請が来ているところです。減反割合が合計の45%になると思っております。減反された土地に、今後、どのような作物を栽培をすればよいか見当たらない状況

でありますので、耕作放棄地が増加しなければよいがと思っております。

現在、カンショの作付作業が始まっております。収穫は8月から11月になります。取引価格の動向を注視していかなければと思っております。担当課としてどのように認識しておられるか、お伺いいたします。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（渡部 忠士君） 農業政策課長。お答えいたします。

まず、実績をもとに平成29年度と平成30年度の状況を確認いたしますと、作付面積につきましては大きな変化は見られないところでございますが、出荷量の実績は約15%の減量というふうになっております。町内のカンショの産出量は4億円を超えて、耕種作物全体の15%を占める重要な生産物でありますので、酒造メーカーからの生産農家に対する減反要請につきましてはその情報収集に努めるとともに、今後の減反要請の拡大によっては、次期作支援等につきましてもしっかりと検討していかなければならないというふうに考えているところでございます。

○議長（青木 善明） 13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） 13番。ありがとうございます。今課長が言われましたように、今後最も重要に考えていかなければならないと思うわけでございます。

焼酎用のカンショがこれだけ減反になりますと、畑に、もう課長も知っておられると思いますが、なかなかこれに代わる作物が今見当たらないわけですね。ほいで里芋とかありますけど、このカンショのように何ヘクタールも個人農家で面積がこなされる面積ではございません、こういう品種は。そういうことで、焼酎用のカンショがこれ以上減反が多くなってきましたら、相当、やはりこの畑の耕作が非常に難しくなってくるのではなかろうかと。ひいては、さっきも言いましたように、耕作放棄地ができてくるような感じもします。今後は、焼酎用ばかりじゃなくて加工用とか、そういった面も目を向けていかなければいけないのではなかろうかと思っておりますので、そういうふうのひとつ、関係団体、JAとも話し合いながらこの焼酎用に代わるものをひとつ、支援をしていただきますようお願いを申し上げたいと思います。

それから最後に、もう最後になりますけれども、次に、町として今後どのような支援を考えているか、お伺いいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により枝肉価格の下落で和牛肥育農家の経営が悪化する中、西都市は市内の肥育農家に対して国の肉用牛肥育経営安定対策事業、牛マルキン制度で補填できない部分を市独自の支援事業で補うと発表しています。牛マルキン制度とは、出荷した肥育牛の販売価格が出荷までに要した生産費を下回った場合、赤字分の9割を国と生産者の積立金で補填する事業制度であります。

西都市の支援事業は、国の制度で補えない1割のうち半分を支援、4月から9月に出荷された肥育牛1頭当たりに対して上限1万円、肥育農家1戸につき同100万円を助成するというものです。

また、西諸県郡の例を見ますと、5月から7月に小林市、小林地域家畜市場で開かれる競り市に参加する小林市、えびの市、高原町の農家に対して、地元市町とJAが1頭当たり計1万円を支給。また、一貫経営の農家については、自身の農場の子牛を肥育用に保有する場合に、1頭につき6,000円を助成するという例もあります。

マンゴーやメロン農家についても、新型コロナウイルス感染の影響で飲食店の休業、学校の休校に伴う給食中止等で需要が大幅に減少しております。緊急事態宣言が解除された後も市場価格の急激な回復は望めませんので、JA等の協力をお願いし、牛肉を含め販売促進につながる事業取組を望みますが、今後、どのような支援を考えておられるか、お伺いします。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（渡部 忠士君） 農業政策課長。先ほどからお答えをさせていただいておりますとおり、和牛でございますとかマンゴー、メロンといった高級食材につきましては、非常事態宣言が解除されましても個人消費の回復のみならず、外食産業でございますとか観光産業の回復を見なければ、以前の価格でございますとか出荷量に戻るのには難しい状況でございます。

町といたしましては、町長答弁にもございましたとおり、国、県の各種給付金や補助金、融資制度などにつきまして生産者の皆様への周知に努めまして、それらの制度の積極的な活用によりまして農家経営の安定につなげていただけるよう、JAとともに生産者の事業継続の支援に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

加えまして、国の補正予算の内容を見極めながら町単独の助成等については、短期的に必要なってくるもの、長期的に必要なってくるもの、そういったものを精査しながら対応していきたいというふうに考えております。

また、販売価格が低迷しております農畜産物の販売促進につきましては、現在、JAですとか関係する団体と現在協議を行っているところでございまして、しっかりとその協体制を整えて生産者支援につながる販売促進をしていきながら、併せて地産地消の取り組みにつなげて安定的な供給と消費の好循環につなげてまいりたいと考えております。

○議長（青木 善明） 13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） 13番。ありがとうございます。今、JAとかいろいろ関係団体と協力して行っていきたいというふうに今述べられました。本当にお願ひしたいと思ひます。

私は思っておるんですね。農協の本所があります。南側の駐車場、大きな駐車場ですわね。あそこ辺帯を利用して、牛肉ももちろんですが、マンゴー、メロン、そういったものを何とか祭りの催しみたいなもので消費拡大でそういう取組もどうだろうかというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

特に、町内で牛肉を店をやっている牧場、生産者もおられます。そういったところの働きかけもお願ひして、そういう取組で販売促進につながれば、少しでも価格の上昇にはな

るのではなかろうかというふうに思います。そういったことでひとつ、今後、今後の問題でひとつ、よろしく願いをしたいと思います。

最後に、今回、新型コロナウイルス感染拡大の影響により販売不振に苦しむ農家支援について質問をいたしました。町として、第1段階は商工業者に対して支援をしていただきました。しかし、町長は高鍋町の基幹産業は農業であると言われておりますので、今後、第2弾、第3弾と支援内容を考えられると思います。農業分野においても支援内容を織り込んでいただきますようお願い申し上げます。13番、日高正則の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（青木 善明） これで、日高正則議員の一般質問を終わります。

日程第1. 一般質問

○議長（青木 善明） 次に、8番、黒木正建議員の質問を許します。

○8番（黒木 正建君） 8番、黒木正建。こんにちは。コロナ問題がいっぱい出るだろうと思って、今回は避けてほかの質問にいたしました。

それでは、私は5項目について伺います。

なお、1、2項目は登壇して、そして3、4、5は発言者席で伺いたいと思います。

まず1項目めですけど、高鍋駅駐車場の自転車置場の整備についてでございます。

これは、台数が多く、屋根のある場所に置けず風雨にさらされている自転車が多くある状況であります。その対策として、屋根の増設について伺います。

2項目めについては、蚊口浜にある墓地についてでございます。

これは、墓所内の通行や作業等がスムーズに事が運ぶためにも整備しておく必要があるために、次の1、2について伺います。

それは、墓の新設及び墓じまいにおける許可手続や対応について伺います。

2番目に、今申しました実績について伺います。

次の3、4、5項目については発言者席から伺います。

町営住宅の入居についてであります。

4項目めが、道路上の水銀灯（外灯）の整備について。

5番目が、斜面崩壊の危険防止についてであります。

なお、詳細については発言者席で伺います。

○議長（青木 善明） 暫時休憩いたします。

午後2時11分休憩

午後2時12分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。

町長。

○町長（黒木 敏之君） お答えします。

まず、駅前※駐車場についてでございますが、今年度定期券のお申し込みのあった件数は、自転車等が318件、バイクが14件となっております。

また、自転車等の駐輪につきましては、約300台可能となっております。

屋根の増設につきましては、現在の※駐車スペースは不足している状況ではありませんので屋根の増設は行わず、既存施設が利用しやすいように放置自転車の撤去等の対応を小まめに行うとともに、※駐車時に整頓して並べるように啓発を行ってまいりたいと考えております。

次に、蚊口墓地についてでございますが、蚊口墓地につきましては、いわゆる村墓地としての取り扱いになっておりますので、その場合の手順についてお答えいたします。

まず、新設の場合ですが、まず台帳において希望される場所が空き区画かどうかの確認をした後、蚊口墓地を守る会会長立会いのもと、現地にて建立場所等の決定を行っております。問題がなければ、土地の借受け申請書、会長の同意書等を提出した後、役場から使用許可書を交付し、工事着手、建立、担当職員の現地確認という流れになっております。

○議長（青木 善明） 暫時休憩します。

午後2時14分休憩

午後2時14分再開

○議長（青木 善明） 再開します。

○町長（黒木 敏之君） 以上でございますが、私、駐車場と言いましたが、駅前駐輪場でございます。訂正させていただきます。

以上です。

○議長（青木 善明） 8番、黒木正建議員。

○8番（黒木 正建君） 只今町長のほうから答弁いただいたんですけど、この駐輪場ですけど、まず、これいつ頃、大体、建ったんですかね。相当もう古いと思うんですけど、もし分かれば。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 建設管理課長。いつ頃かと言われますとちょっと迷ってしまうんですが、条例のほうは制定が平成6年度に条例を制定しております。ですので、それ以降、現在の機械につきましては、平成17年ぐらいが、大体、設置をされた時期かと思っております。

○議長（青木 善明） 8番、黒木正建議員。

○8番（黒木 正建君） 当時の議員がどこそこ視察に行かれたというのは聞いております。いろんなところを見られたその結果、町の財政と照らし合わせながらこういうのができたんじゃないかと思っているんですけど。

先ほど町長のほうが300の駐輪可能ということになってはいますが、この台数の算出根拠といたしますか、どういうあれでその台数を出しているんですかね。

※後段に訂正あり

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 建設管理課長。自転車の駐輪台数につきましては、自転車のタイヤ止め、これを設置する基準が標準タイプでいきますと、1台の間隔が40センチで設計をするのが今現在の標準タイプであります。別に40センチという決まりではございませんけれども、それで計算をいたしますと約340台ぐらいがなってきますので、バイクと種別しますと、約、自転車について300台程度が止められる状況だと判断しております。

○議長（青木 善明） 8番、黒木正建議員。

○8番（黒木 正建君） 駐輪場の自転車は、私もよく調べてみたんですけど、ハンドルの間隔が大体58センチぐらいあるんですよ、60センチとか。買い物かごが大概ついてるんですよ。それがもう40センチぐらいあるんですよ。大体、長さが180ぐらい自転車はあるんですけど。そういうのを駐輪で入れるときに、こんな恰好したらとてもじゃないです、これだけ場所を取る。先ほど40センチ言われたですかね。こんな恰好で、管理人たちはそれで整備するでしょう。それは中に入らんとやはりできないですよ。あの自転車のハンドルがガチャガチャになったら。入れるときは強引に押し込めできるけど。それを管理人の人が今2人いるんですけど、6時から9時まで毎日交代でやっているんですけど。もうよく行くんですよ。もう顔なじみになったり、高校生らとも顔見知りになったりしていろいろ見ているんですけど、とても40センチじゃ置けないですよ。ハンドル分もないでしょう。

まず、基本から40センチちゅうのは、300台がどっから出ているのかと思って。もう全部あそこを測ったりして出したんですよ。70センチで出してみたんですよ。ハンドルからハンドル。それでも狭いんですけど。こうと、こういう感じです。これでもう40センチになります。中入れないですよ、並べるときに。70センチでも狭い。そういう状況です。

駐輪場のそのスペース、台数を出すときに、そのときに何メートルの距離でから出していたんですか、これ。面積。そこも調べています。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 建設管理課長。建物の駐輪場の屋根のあるスペース、そこは2棟ございまして、片方のスペース、延長が約36メートルございまして。中に通路が1メートル80センチまたいで通路が行けるようになっておりますので、実質、35メートル程度で駐輪のスペースがあります。そこに対しまして40センチで割ると、大体、340という数字が出るんですが、バイクですとそれ以上のスペースが必要ですので、約300台という形で答弁はさせていただいたところです。

ちなみに、60センチで大体計算をいたしますと240台、この60センチというのが、今標準の自転車駐輪のサークルというか、駐輪の幅広で設計をしたときのスペースが60センチで設計をするような基準がございましてけれども、そちらで設計をいたしますと、

240台が大体駐輪スペースとして確保できるというふうに考えております。

○議長（青木 善明） 8番、黒木正建議員。

○8番（黒木 正建君） 私も全長ちょっと測ったら32.40ちゅうことで、中に通路があるんですよ。1.8と言ったけど、私が測ったら1.7やったです通路、そこ辺差し引いて、両方あるんです。片方にバイクありますよね、バイクを置くところが。そこを差し引いてやると、70センチで出したら158名出たんですけど、それ測る人によって違うんですけど。とにかく、あそこをスムーズに整頓して並べてやりなさいと、とても無理、不可能です。そんな何回も見て、行ってないでしょう、やるところ。管理人さんやらと、私、一緒に並べたり、自分で出し入れしたりしてみたんですが、とても無理。もう任せっきりという感じで。

今回、そういうふうに出したちゅうのは、これ前からいろいろ言われたんですけど、約、無理すれば20台ぐらい横に並べられるんですけど、十五、六台いつも入っているんですけど、そこは雨ざらしですよ。前から雨降っとけば、それは自転車が濡れとっても拭くもんやら持ってくるかしれんけど、急に天候変わったりしたら、朝、高校生なんか来た女の子なんかスカートやらずぶぬれですよ、乗ったら。そういう用意してきていないときは、バスタオルとかタオルやら持って行ってやっていますよ。管理人さんにこれで拭いてやってくださいと。そういう状況なんですよ。

職員の方でも行っておられれば分かると思うんですが、大型バイクとか、もう1年ぐらいほったらかしのバイクとかが現在2台あるんですけど、これも片づけてくれちゅうて言うけどそのままになっている。乗れない、自転車とかそういうなんも、前、役場の人で9台ほど外に出してあります。車、車輪止めやらがついているのがあるんですけど、両方に。これがあると取れないんですけど。それつけて、ピシャピシャやったらとても車置けないし、うん。300台というのもそういう計算で出されたのかもしれませんが、また、自転車で来る人、帰る人おるから、そこ辺で多少ずれるかしれませんが、あそこに行って、一般の人も使っているんですよ。人材センターのほうから2人派遣されて行っているんですけど、その人たちの給料ちゅうか報酬、そんげなって屋根つくってくれとか、そういうことはできん、この人たちも雇用の場は、ここは雇用の場で2人雇っているんだちゅうことでいろいろ言ったりして口論になったりすることあるんですけど、任せっきりちゅうかですよ、もうちょっとそこら辺もっと考えていかんとやないかと思うんですよ。あれたまらんですよ、金を払っているんですから、それ。200円ですよ、高校生は。大人810円なんですけど、1回で50円なんですけど。同じ金を払っておきながら、何でこんげ雨ぬれちからですよ、それせんといかんちゅう。いろんな苦情が出ているんですよ、行っているいろいろ聞くと。金取るな無料にしるとか。実際行って、実際やってみると、管理人さんの苦勞ちゅうのが分かるんですよ。ちょっと気が短い人じゃ、とてもできないですよ、みんな、もうごっちゃごちゃ、高校生急いでいるから。大抵、おると、宮崎なんか行く子なんかでも女の子が持ってきて、置くところがないですよ。場所を選んでいると

もう汽車は行ってしまふ。よって、いいからこっちで整理しとくからちゅうて、ありがとうございますと飛んでいっても、そういう駆け込みやらがいっぱいあるんですよ、高校生。もうちょっと早く来ればいいじゃねえかと普通は言うかしれんけど、その人たちはやっぱり早く出てきたくても、何かのあれで遅くなってくるという場合もあるし、一概に、早く出らんとか悪いっちゃとかは言えないですよ、やっぱり。

高鍋町外、向こうから来る、そこら辺は現場やら見にいったことはありますか、どういう状況か。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 建設管理課長。朝方、私、個人といたしましては、朝方に行ったことはございませんが、9時以降、10時以降、時間の空いた勤務時間に駐輪場をのぞきに行ったことはございます。

○議長（青木 善明） 8番、黒木正建議員。

○8番（黒木 正建君） 都農辺からずっと佐土原辺まで、朝とか夕方、一般質問するのに、大概、そこを現場見てきていますので、どういう状況かちゅうのを把握してから質問しているんですけど。新富やらとか、佐土原とか、川南辺はそんな自転車もないんですけど、屋根があつて無料というところなんですよ。金取っているところ、ないですよ。金取るんだったら、やっぱりそれだけのやっぱりことをやってやらんとですよ。不満だらけですよ、本当。あそこに行っている人たちのいろいろ話を聞いたり、自転車預ける人の、そういうのをやっぱり現場の声を聞いたりして、ほいでやらんといかんとです担当者も。課長になつたばかりで愚痴を言うても気が引けるんですけど。

出るときに、前のほうに屋根つけると邪魔になるとかいうあれも出たんですけど、そこは別に邪魔にならんですよ。朝行ってみたり、いろいろずつとしているんですけど。

何ですか、可動とありますよね、自転車預けたりするの。あそこの機械は、それも昔の機械だと思ふんですよ。1回やって入れて、大体、五、六秒ぐらいでぱちり閉まるんですよ、次が入れないんですよ。次来た人はまたやって、その間、それをやたらずつと待たんといかんとですよ。朝方とてもじゃない。それ今も高校生やらも一人一人がぱちんとやって入れたら、その、つかえつつかえ出ていくんですよ。本来はこれ、前はおかしいんじゃないか、違反じゃないかといろいろ出された。中でも、自転車でそこをずつと通っていく子なんかもいるんですよ、要領いい子は。だから、出るときはもうすすすすですよ。途中でもたもたしちよる子がおると、通れると思つてもたもたして準備していないと止まってしまつて、かばんの中からそれまで引っ張り出して、後ずつと並ぶんですけど。そういう状況で、やっぱり通りながらさつと通れるようなそういうあれがあるといっちゃけどねとか言っているけど、もうそういうのを機械を替えてくれと言っても、とても無理だと思ふんです。恐らく相当お金かかるし。

高校生なんかを見たら本当に真面目な子たちばかりですよ。変な恰好しちよる子もおらんし、言葉遣いもピシヤピシヤしているし、宮崎に行く子も、高校、農高に行く子たち

も。だから、そういう文教の町とこういうけど、やっぱりそこ辺からもやっぱり、今から子どもたちを育てるためには、そこ辺までもやっていかんといかんとやないですかね。濡れた自転車で学校に行くとか、本人たちの責任じゃねえかといえばそれまでかしれんけど、そこら辺の熱意ちゅうかそういうのが何か見られないなと思って、寂しい限りです。

その関連も、ついでに関連して言いますけど、やはり玄関の水銀灯が切れておったり、中の町との直通電話、これ1年ぶりぐらいにもいろいろ言うて直りましたけど、あと。そういう悪いところが物すごいあるんです。苦情が物すごいあるんです、行ってみると。途中でもう口論になったりすることもあるんですけど、そこら辺も現場を見て、ちょっと力を入れてもらいたいと思います。

あと、駐輪場でそういったぴしゃっと並べるようにとか、そういう啓発活動をするちゅうようなことも聞いておるんですけど、今後、そこ辺どのようにして、そういうやっていったらそこ辺がうまく整備ができてスムーズに行くか、そこ辺考えておられることがあったらお聞きしたいと思います。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 建設管理課長。誠に申し訳ありません。その具体策につきましては、まだ現在、今後、担当者のほうと協議をして進めてまいります。一応、とりあえず今考えておりますのは、まず、看板を設置してきちんと順番、それと今ございませんのが、早めに来ていただく、先ほど議員のほうからもありまして、特に事情、途中の事情でこれぎりぎりになる方もおられるということでございます。そういう部分につきましては、啓発に努めてまいりたいと思います。

○議長（青木 善明） 8番、黒木正建議員。

○8番（黒木 正建君） 管理人の方が入って、ぴしゃと並べてくれという、そんな言うている暇はないんですよ。つかえつかえ自転車を整理していかんと次が入れなくなるから。なるだけ、後から来た者を近くのほうに置きたいとかそういうのがあるから。ほんで中に入れろ、中に入れろちゅうたら、もうそれはもうけんかになるですよ、そんなことしよったら。看板ぐらい出しとってだめですよ。

まず、課長、現場をちゃんと見てください。朝も来て早う。6時前15分に管理人は来ていますので、6時から9時までちゅうことで。そこはもう役場へ行く前でもちょっと来て現場を見るとか。ちょっと仕事の間もやっぱり仕事で行くわけやから。まず現場を確認してどういう状況か、放置自転車があって、それどんげすつとかですよ。そこら辺、放置自転車あったらもう片っ端からもう外に持って行って、貼り紙でもしてぴしゃっとやるとか、そういうのが高鍋は物すごい遅いと思います。ほかのところ見てるとぴしゃんぴしゃんやっています、そういうの。遠慮しているのかどうか分からんけど。ちょっと高校生の身にもなって、その親たちも安心してここ来らしているんで、その辺をぴしゃっとやっていただきたいと思います。

それから、2項目めの蚊口墓地につきましてですけど、今からどどんお寺のほうに、

もうこれ納骨というようなほうに進んでいくのではないかと思うんですけど、現時点で、やっぱりそういうまだいっぱい墓もありますし、先ほど申しましたように、やっぱり中に入っている通行場とか作業等、木を切ったり、消毒したりとか、そんな時にはやっぱり通路というのをつくっていかねばだめだということで、前からそういうのを厳しく役場のほうから指示等されて守ってずっと来ているわけなんですけど、そこ辺がぴしゃつとやるためにはやはり、あと新設とか墓じまいするときには、やはり届け出て、ぴしゃぴしゃやるちゅうことで、前からも、山下課長のときもぴしゃつとやっていただいたんです。あとを引継ぎでまたやってもらうんですけど、いろんな連協のほうとか、墓地を守る会のほうとかでもいろいろ地域で何とかせんといかんちゅうことでいろいろそういう案は上がってきているんです、いっぱい。だけど、なかなかそれをやるにはもう別に出てきてすぐやってくれじゃ、出せばジュース代がいたりとかいろんな、なかなかそれがまとまらないところがあるんですけど、そういう墓を清掃して、後、いろいろ出てきたとき、ぴしゃつと役場から取りにきてもらってと、前やってもらっているんですけど、そういう処理箱みたいなやつをつくってもらえたらとかいうのもあるんですけど、なかなか役場のほうそういうのは無理だろうとは思いますが、今。またそれも考えていただいて、やっていただきたいと思います。

それから、3項目めの町営住宅入居についてでございます。

これにつきましては、各町営住宅ですが、その入居世帯数及び空き部屋数、空き部屋もどんどん増えているんじゃないかと思うんですけど、その状況についてお伺いします。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 建設管理課長。町営住宅の入居状況についてでございますが、各住宅ごとに申し上げたいと思います。

持田団地につきましては、入居世帯が102世帯、空きが22戸です。

続きまして、堀の内団地が入居世帯27世帯で、空きとしては31戸、政策空き家となっております。

正ヶ井手団地が入居世帯40世帯で、空きが8戸、水除団地が入居世帯26世帯で、空きが4戸、石原団地が入居世帯15世帯で、空きが1戸、舞鶴団地が入居世帯117世帯で、空きが37戸、川田団地が入居世帯が4世帯で、空きはございません。

最後に、小丸団地が入居世帯数が67世帯で、空きが5戸となっております。

○議長（青木 善明） 8番、黒木正建議員。

○8番（黒木 正建君） 今回、連帯保証人の件を出したわけでなんですけど、今回、法改正等に、保証人と入居者で8,800円、22か月、10万5,600円ですか。非常によりよい、そういう制度じゃないかと思うんですけど。

ただ、今回、役場のほうからそういう改正になった文書とか誓約書、この点でちょっといろいろ電話がかかってきたりとか、いろいろ苦情もいっぱい来たんですけど。というのが、連帯保証人、連帯保証人に町内は1人であと町外とかと、若い人たちは保証人になる

人が結構おると思うんですけど、住宅によっては収入によって決まっていますけど、それもあつし、高齢者の方、80そこ辺とかですよ、超えた人とか、独り暮らしとか、こういう人たちの保証人というのは、なかなかそういう条件的にそういう人がおらん、なる人がおらんからそういう住宅に、例えば、来ているとか。それで、保証人の方もいろいろ条件ありますね。税金滞納がなかったりとか、所得証明をそろえてやってくれとか、そういういろんな諸条件を保証人になってくれと頼む人に身寄りもない人が、それは非常に難しいと思うんですよ。保証人になる人がおらんちゅうことで住宅から出らんといかんとやねえちゅうことで、いろいろ公民館のところに相談があつたりとか、もう次の家探しちよかんと住むところがねえなるとかそういう話も出たりとかして、一応行つたら、保証人どうしてもおらんかいと、もうそしたら町長になってもらおうか、役場の職員になってもらおうかとか、そういう問題やらがいろいろ出たり。課長、知っていますね、そういう問題で話に行つたりしたんですけど、そこら辺まで深刻になってきて、家賃のほうよりも連帯保証人になってもらうほうが独り暮らしで住んでおられる方とかそっちのほうが大変なようなんですよ。所得によってこれ違ふからそんな、中には5,000円以下とかですよ。低いところはそこ辺になっているし、そんなそっちのほうじゃなくて保証人を出す、2名です。2名になっていますね。出すほうのそっちのほうになつてもう人を探すのがもう大変で、それもう更新をするときにびしゃつとした保証人つけんといかんもんになつちよつとですけど、それはそれでやらんといかんんですけど、そこ辺を何かいい方法とか解決策とか何かそういうのがあつたら述べてもらいたいと思うんですけど、よろしく。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 建設管理課長。今回、民法の改正に伴いまして、入居者に対しまして、新たに誓約書の再提出をお願いいたしました。この件に関しましては、高齢者の方々に大変御負担をおかけしたことかと思ひます。条例上は、保証人2名というのが規定をされております。この2名につきまして、昨今、やはり町営住宅に入居者の方でやはり保証人がいない、もう高齢で知り合い、親戚等も高齢で保証人になってもらえるような人はいないという形の御相談も承っております。それにつきましては、随時、一斉に保証人をなくすということではできませんので、今のところ考えておりますのは、各パターンで各住居、各世帯において御相談をいただきまして、その中で管理者、担当者、私ども建設管理課の職員のほうで、それについては保証人の設定が厳しいですなということであれば、いろんなパターンを考えて、保証人なしでも入居できるという体制は取る場合がございます。あくまでもこれは個別で相談を受けさせていただいておりますので、通常ではやはり、皆様には2名の保証人設定をお願いして、その中で御事情等については個別で相談をさせていただきたいと思っております。

○議長（青木 善明） 8番、黒木正建議員。

○8番（黒木 正建君） この件については、もう前からずっとこういう問題を起こつて、家賃滞納ちゅうので収入問題というのを問題視したんですけど、超高齢社会ちゅうか、そ

ういっのをどんどん迎えてきて、保証になる人、本当どんどん少なくなっけてきていると思っうんですよ、実際に。だから、住宅出らんといかんちゃねえかとか、もう必死になっけて、公民館長も大変だっただんすよ、もう。そこら辺まで探してやらんといかんとかと、そういっこともありますので、今回はいきなりもう、書類が、文書がぱっつ送っけてきたと、そこ辺、だから、もう少しちよっつ思っやりちゅうか、何か前もっけて公民館長さんやらとかそこ辺の役員の方にそういっ話もしてからじわっつとそういっ文書来るからねとかそこら辺も言っつらんと、ぴしゃぴしゃ納めよっつとに、何で急にこんなやつがくっつとかちゅうようなことで、みんな理解している人ばっつかりやっつたらいいけど、それはなかなかそういっことないですよね。だから、いかにそこ辺はもうちよっつときめ細かく、分かりやすく、そこ辺をもうちよっつ説明方していただきたいと思っます。その点、よろしくお願っします。

時間も5分しかありませんので、次に移ります。

4番目の道路上の水銀灯（外灯）の整備について。

これは、萩原の高鍋石油東側に隣接する大型の水銀灯、二股あるけど、かなり大きな水銀灯ですけど、これも前からよう言われたんすけど、これ町か県かちゅうようなことで。ガソリンスタンドさんたちもいろいろ言われて、あそこ、ガソリンスタンドを利用しているんすけど、前からいろいろ言われていたんすけど。県のほうに行っつていろいろしたら、昭和30年頃のとまで前の図面ずっつと持っつておられたんすよ。ずっつとしたら、昭和30年にはもうそういっのが建っつとちゅうことで、水銀灯。途中でスタンドの人に聞いてみますと、一度、電気屋さん、これ名前言っいませんけど、そういっ人たちが来てからいろいろ点検したといっことで。だけど、その後、そのままになっつちよるちゅうことで、だからもう相当古くなっつているのかもしれないけど、いつ工事が始まるか分かりませんけど、町のほうから、どんどん催促して早くやっつてくれちゅうことを進めていただきたいと思っます。

それから、5番目の斜面崩壊の危険防止についてであります。

これ前にも出したことあるんす。高鍋温泉前の工事、これ九州建設がやるちゅうことになっつているんすけど、8月2日が、までに完了ちゅうことになっつています。昨日ちよっつと現場を見てきました。3分の2ほど吹きつけが終わっつて、上のほうはちよっつとまだ終わっつていないんすけど。その下のほうに、現場は分かっつていると思っうんすけど、杉の木とか、あれは結構倒れかかっつているんすよ。そこ辺も今回やるようになっつているんすか。現場は分かるでしょう。温泉の前とか今吹きつけしている。その下のほうです。下のほうもこれ大丈夫かなちゅうところ、ちよっつとあるんすけど、そこも。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 建設管理課長。申し訳ありません。その部分につまましては聞いておりません。

○議長（青木 善明） 8番、黒木正建議員。

○8番（黒木 正建君） そこ辺もできたらまたお願っするなり、どっちみち、そこもやら

んといかんような状況になってくると思いますので、その点、よろしくお願いします。

以上、5点についてですけど、最後に町長にお願いしたいんですけど、どちらかと商店街活性化とか、もうそっちのほうがいろんな新聞やらよう出ているんですよね。非常にいいことだと思います。

今後、高齢者関係のほうとか、子どもさん、教育長さんもおられるけど、学校、道路の歩道の件とか、先ほど申しましたように駐輪場とか、今から日本を背負うというか、ちょっと大げさかしれんけど、今からぐんぐん伸びていかんといけない子どもたちですので、そういうのは生きた金だと思うんですよ、つぎ込むのは。一生懸命勉強して、もう真面目、本当真面目な子たちばかりですよ、見ていると。大丈夫かいな、こん子たちはと。社会に出てからそういった抵抗力がついちょっとやろかというぐらい心配するぐらい礼儀正しいです。それだけ勉強のほうに集中してスポーツもやっているんだと思うんですけど。そういう子たちのためにも、やはり行政のほうでしっかりバックアップしていただきたいなと思うんですよ。それは現場に行っていれば、その気になりますよ、もう、うん、その真面目さを見ていると。

建設管理課長も今度課長になられたんですから、そこで現場バンバン、暇を見て、暇ちゅうか暇をつくって現場を見ていただきたいと思います。現場を見らんと話にならんからですよ、何でも。

以上で終わります。

○議長（青木 善明） これで、黒木正建議員の一般質問を終わります。

○議長（青木 善明） お諮りいたします。本日の会議はここまでとし、春成勇議員からの一般質問は9日に延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会いたします。お疲れさまでした。

午後2時48分延会
